

法學博士 有賀長雄講述



最近

時政治史

完

東京專門學校出版部藏版

最近時政治史目次

第一部

第一章 英吉利

第一節	千八百六十七年の選挙法改正	一
第二節	クラッドストーン第一内閣の改革	三
第三節	クラッドストーン第一内閣の外交	六
第四節	クラッドストーン第一内閣の陥落	九
第五節	千八百七十四年より八十年に至る保守党内閣	一二
第六節	千八百八十年より八十四年に至る自由党内閣	二〇
第七節	無多数保守党内閣	二九
第八節	クラッドストーン第三内閣及自由黨の分裂	三一
第九節	ソールズベリー第二内閣	三四
第十節	グラッドストーン第四内閣	五六

第十一節	ソールスベリ	第二内閣	六四
第二章	アルメニヤ事件		六六
第一節	アルメニヤ人		六六
第二節	土耳其政府とアルメニヤ人		六七
第三節	歐洲列國とアルメニヤ改良		六八
第四節	サスン惨殺		六九
第二部	埃匈君主國		七六
第一章	總論		七六
第一節	地理人種言語		七六
第二節	領土の成分		七八
第三節	君主及政治		八〇
第四節	メルテルニヒの専制主義		八二
第五節	各地方の自由運動		八五
第二章	千八百四十八年の革命		九二

第一節	埃太利の革命	九二
第二節	ロンバルヂー、ヴェニシヤの獨立運動	九四
第三節	匈牙利の革命	九五
第四節	スラヴオニヤ人種各地方の革命	九六
第五節	内亂及鎮壓	九九
第六節	千八百四十九年の欽定憲法	一〇九
第七節	千八百五十五年の宗教會議	一一二
第三章	埃匈聯合國の形成	
第一節	七年の經過時期	一一四
第二節	千八百六十年十月の憲法	一一四
第三節	千八百六十一年二月廿六日の憲法	一一九
第四節	憲法中止	一二三
第五節	双立主義の協定	一二七
第六節	双立以後の兩國	一三二

第四章

双立以後の十年間

一三七

第一節

奧太利に於ける政黨の實況

一三八

最近時政治史目次終

最近時政治史

法學博士 有賀長雄 講述

第一部

第一章 英吉利

第一節 千八百六十七年の選舉法改正

英國現時の政況は千八百六十七年の選舉法改正に生まれり即ち此の改正は分配改^{ディストリビューション}更及資格低減の二方法に於て行はる。分配改更に依り都市^{ボロ}より五十三坐を省き十一の坐を全廢し三十五市の坐を減して各個とす之を以て英吉利大學校に十九個蘇格蘭大學校に九個舊領^{カウンティ}に三十個を分配したり。資格低減として地方に在ては何等に限らず十二磅以上の家税を拂ふ家屋に住む者、帝都に在ては總へて救貧税帳に記入したる家屋に住む者及町村に在ては十磅以上の家賃を拂ふ者に選舉權を與へたり。此の改正の爲め選舉者の數大に増加し選舉の競争は激しきを加へ市邑町村に於ける多數は勞働社會の手に歸したり。到る處に於て選舉人

の數増加したる爲め一富有者に於て之を總括し又は買收すること難きに至れり。其の結果は被選人に於て選舉人の歡心を買ふ爲め其の意志に従ふの必要増進するに在りき是に於て一般人民と議會との關係は更に親密を致し何人も議院の多數に依るに非ずして選舉することを思はざるに至れり。

此の時より米國の選舉事務に倣ふの制起れり即ち自由黨は先づバルミンガムに本部を置き各地方に支部を置きて平生より選舉を準備せしむることとせり而して保守黨も亦之に倣ふ又各黨の政綱を成るべく簡明に綴りて傳布に便にすることも此の時より始められり。

自由黨保守黨の地域分割は従前に異ならざりき即ち保守黨は主として舊領地即ちイングリス教會及大地主の依然勢力を有する地方に其の根據を有し自由黨は市都及町村就中イングランドの西部及び北部に於ける大工業地を以て根據とし又イングリス教會反對者の選舉權を有し又自由主義の國たる蘇格蘭の選舉權を收攬したり。

勞働社會に反對したる舊時の「ホリ」黨は漸次減少したるに反し市邑町村に於て

勞働社會より自由主義の政綱を以て選出せられたる議員の數は増加せり。

舊選舉法に依りて選舉せられたる議會は千八百六十八年まで繼續し政府はデズレイリの保守黨内閣にして少數なりき。此の年の冬始めて新選舉法に依り選舉したるに自由黨と急進黨と聯合して保守黨の二百七十一に對する三百八十七の大多數を占めたり。グラッドストーンは入て自由黨急進黨連立内閣を組織せり。愛蘭改革は此の内閣の政綱にして急進黨の首領アライトは無謝教育農政改良等を政綱とせり。

第二節 グラッドストーン第一内閣の改革

愛蘭は千八百四十八年の大饑饉以來甚しく疲弊し政治上に於て一も見るべきの運動なかりしが。千八百六十年前後に至り亞米利加に移住したる愛蘭人と合して強勢なる秘密黨を組織せり。即ちフェニヤン黨にして一種の旗章を設け夜半秘密の場所に集合し英吉利に反抗して別に愛蘭共和國を建てんと謀りたり。亞米利加に在りて南北戦争に従事したる愛蘭人並に英吉利の陸軍に編入されつゝある愛蘭人の應援を持し愛蘭人民亦隱に秘密黨の運動を贊助したり。千八百六十

五年英國政府はフェニヤン黨の秘密印刷所を押收し巨魁を捕縛して刑に處したり。然れどもフェニヤン黨は再び組織せられ合衆國內に在る黨員は加奈陀に侵入を企圖し同時に英吉利に於ても暴舉を企てたり、即ち合衆國より來りしゼテラル、ケリ、Fellyなる者チエスタル造兵廠を襲て軍器を奪はんと企てしも中途にして發覺し、捕縛されしか護送の途中に於て黨員は之を奪ひ返へせり、此の時捕はれて處刑せられたる黨員三名は獻身者として祭られたり。千八百六十七年に於て黨員は更に他の一軍人を倫敦獄舎より奪出さんとしぬ。

以上二件は英國政府の注意を惹きたる處クラップストンは愛蘭に於ける改革の必要を公認しぬ、然れども自治を許すことを宜しとせず、一般人民、僧侶及農民を満足せしむべき改良を行ひ、不遵の舉動は嚴重に處分するの方針を取りしか左の二件に關する改良案は通過したり。

(一)愛蘭に於てイングリズ教會の國教たる資格を罷め、其の裁判權及收稅權を廢し、又此の教會に關する者に非ざるよりは官職公務に就くこと能はざるの制を廢したり。又此の教會の守領を公收し、凡そ千六百万磅を値するものを不均等に三分し、最大部分を以て、イングリズ教會の私立團體としての財産と爲し一小部分を以てプレスビテリヤン教會及

加特力教會の財産と爲し、他の一小部分を以て慈善院及施療院を設立したり。千八百六十九年より七十一年に至る間に於て此の改良は實行せられぬ。

(二)農民の事情を改良する爲め千八百七十年の農地條例を布設せり、是れアルスタルに行はるゝ所の慣例を愛蘭全部に行ふの法なり。即ち地主より小作人に地面明渡を命ずるときは必ず相當の損害賠償を爲し其の地面の改良に消費したる所を拂戻すの法なり。

以上の改良を執行すると同時に革命黨を嚴重に處分する爲め所謂強壓法^{コルンウォル}を執行し愛蘭全土を非常法の下に置きぬ。

英吉利本部に於ける自由黨内閣は急進黨を満足せしむる爲め初等教育の改良を實行し、千八百七十年の法律を以て強迫教育の制を立てたり。小學校の不足する地方に於ては學務委員^{スクール・ボールド}を設け、其の地方の納稅者中より委員を互選せしめ、之に附與する公立學校を建築し及維持する爲め地方稅を課し、父兄に迫て兒童を就學せしめ、貧家の子弟は月謝を免するの權を以てしぬ。此等の公立學校は宗教の制限なしといへども尙ほ聖典を説明せり。此等の學校を指揮監督する爲め中央政府に委員を置き、宛然一省の有様を爲す蓋し従前の宗教的學校も依然存在し、自らにして富人學校を爲せり。

又此の内閣は急進黨を満足せしむる爲め選舉法改良を實行せり即ち急進黨か千八百三十二年以來要求する所は秘密投票と爲し以て貴族及僧侶の壓抑を避くるに在りしか久しく行はれず。千八百六十七年の選舉法改正に際しては猶古來の口頭表決法を保維持たり而して其の表面上の理由たる選舉は公然の行爲なれば宜しく公然に行ふ可しと云ふに在りしも其の實際の理由は果して何人に投票するやを明白にし以て地主か其の小作人を監制するの方便と爲すに在りき。千八百七十二年に至り自由黨は幾分か急進黨の要求を容れて秘密投票法を行ふに決せり然れども現に日本に行はるゝ如き各人一票を投するの法に非ずして各候補者の氏名を別記したる票箋を各選舉人に交付し其の選舉せんと欲する一人の氏名に記號を附せしむるの法を取れり是れ濠州のヴェクトリヤに於て行はるゝ所の法なり。

グラッドストーン内閣は更に愛蘭に於て宗教に關係せざる大學校を起すの案を立てたり(千八百七十三年)然れども多數は之を贊助せざりしに因り中止せり。

第三節 グラッドストーン第一内閣の外交

獨佛戰爭の危機將に破れんとするや歐洲の列國は是か開戦を好まず因て百方調停を試み就中英國の如きは此に盡力したるに拘はらず佛國政府は輕卒に事を起し遂に兩國兵を交ゆるに至れり。英國政府は以爲らく此の戦端の勝敗分明ならざる大戦となり交戦兩國の共に疲弊するを俟ちて干渉を容れんと。此の目的を以て成るべく他國の交戦に加入するを防止し戰爭の範圍を限局するを以て普佛戰爭に對する外交の主義となせり。

然るにピスマルクは此の形勢を看破せり因て更に一策を案して外國の心をして佛國より分離し同時に英國の現に取る所の主義をして確めしめんことを謀りぬ。果せる哉結果は直ちに英國の上に現れ來りぬ。同國政府は七月十五日を以て嚴正中立を公布せるに拘はらず輿論は囂々佛國に反對し普國を贊美し殊に王室の如きは全く普王に同感を表せり而して政府は交戦國をして自耳義の中立を格守せしむる爲めに更に條約を結ぶの必要を感じ普佛兩國に向て要求し、此の事に關する條約を九日伯林に於て十一日巴里に於て調印しぬ。

然して戰爭は遂に其の極端まで進みぬ、メツツの陥落セグンの大敗に次て巴里は

孤軍重圍の裡に陥り四面楚歌の聲を聞くの悲境に沈淪せり。此時に際して同國の輿論は力盡而止の主義と戦争を繼續するを以て危険なり無謀なりとするの二派にてありき。然るに此の疑問を決定するの前に當り先づ政府をして堅固なる基礎の上に立たしめ永久の平和を議することを得せしむるには佛國國民をして政府を承認せしむるの要あり、此の承認の爲めに國民議會の選舉を行はしめさるべからず、選舉をなすには勢ひ休戦を要するを以て列國に説き仲裁を乞はんとしてチエール巡回の事決定しぬ。

チエール先づ英國に赴き英國の利害に訴へ新共和政府の意中を告げて干涉を求めたるも英國政府は佛國か開戦の當時に於て英國の干涉を却け爲に口を開くの機會ならしめたるを口實とし又普魯西は干涉を拒み寧ろ直接談判を好むを理由として干涉を拒絶せり。九月廿七日に至り更に英國政府に對し強硬なる干涉を促したるもグランヴィル公よりリオン公使に宛てたる公信に於て見るに未だ英國は動かさるなり。

然るにチエールの露國に赴くや露國はチエールの爲めに獨軍に至り列國の支持

なく孤手平和の條件を議するの便を與へぬ。露既に動く、英豈に黙して止まんや。果せる哉十月十九日リオン公使シヨードルデイを訪ひ今日倫敦に於て干涉問題に關し内閣會議を開くの筈なる旨を述べたるが同日の英政府の閣議は和睦の條件を問答するに及ばず、列國連衡の勸告亦た其の必要を見ず、要は唯だ休戦の實行を助け佛國をして國會を開くの餘地あらしむるを以て目下の急務とし活潑なる運動をなすに決定せり。乃ち露埃伊の三政府に對しては英政府は普佛兩國に對し切迫提唱せる所を支持せんと勉めぬ。

此の歐洲多事の秋に際し露國は十月卅一日に至り黒海に於ける海軍權力を制限する千八百五十六年の巴里條約を廢棄せんとする旨の公信を發せり、此の回文に對し最も利害の關係を有する者は英國なり、同内閣は即日會議し翌十日を以て答書を發せり、其の文書は近時外交史四六二頁に記載せり就て見るべし。

第四節 グラッドストーン第一内閣の陥落

○營業同盟法

初め選舉法改正を實行して自由黨内閣の成立を賛けたる労働社會は此の内閣に

一〇
向て結社法の改良を促せり。労働者の結社をツレードユニオンと稱し、政府は之を黙許したるも之を公認せざりしのみならず、別に千八百七十五年の法律に依り此の同盟の最も緊要なる行爲を制止したり即ち同盟罷工に與せざるを以て他の労働者を非傍する者は禁錮に處するの法是れなり。又古より雇主及雇人 *Master and employee* と稱する法律ありて雇主と雇人との間に法律上の不均等を立て、雇主の違約して雇人を解僱する者は賠償金を拂はしむるに止めなから雇人の違約して雇主を去る者は三月以下の禁錮に處し、單獨の治安判事に於て捕縛を命し及判決し上訴を許さざりき。又總へて雇主雇人間の訴訟事件に於て雇主は證人として出廷を許されたるも職工は許されざりき。千八百六十三年の統系に依り職工の勝訴に歸したる事件一個に對し其の敗訴に歸したる者は一万以上なりき。千八百六十年に續く數年に於て工業繁昌したるに因り賃銀を増し、労働時間を減する爲め同盟罷工頻に起れり。雇主は同盟拒絶 *ロックアウト* を以て之に應じ、雇服する者には再び同盟に加はらざるを約せしめたり。是に於て労働者は往々暴力を以て復讐し、千八百六十六年の如きはセツフィールドに於て爆發事件をさへ

惹起したり。輿論は此等の事情を以て營業同盟の罰に歸じ、營業同盟は労働者を保護するを名とし却て之を教唆して悲惨苦地に陥らしむるものなりとの攻撃盛なりしに由り政府は特に委員を置き、千八百五十七年より千八百六十七年に至るの間の營業同盟の過激所爲を調査せしめたり。然るに同盟の役員は調査委員の取調に應じて單に營業同盟の曾て暴起に與らざりしを證明したるのみならず、又却て常に同盟罷工を勸止し成るべく職工をして雇主に反抗せざらしむるに盡力したることを證明したり。調査委員は却て營業同盟の爲めに有益の結果を生したり即ち其の報告書に於て却て此の結社を公認し其の行爲を自由にすべきことを主張したり。

自由黨の多數は千八百七十一年に於て調査委員の意見を容れて營業同盟を公認し、法廷に向て代表者を出たす權を有せしめたり。然れども之と同時に工業社會の反對を避くる爲め刑法に修正を加へたるは抑々グラッドストーン第一内閣の斃る原因なりき。此の修正は同盟罷工を禁止せざるも他の労働者を誘て之に加はらしむるを有罪とし、工場の入口に番人を置き、外來労働者に其の仲間か同盟罷

工しつゝあることを告げ知らし、又は其の同盟罷工を邪魔する無きを要請し、又は同盟に加はらずして就業する者を數ふることを禁し、犯す者は禁錮に處したり。此の修正に依り或る日或は工場の前前に立ちて罷工を脱したる職工の一人に對し「バー」と唱へたる塵を以て七名の女子を禁錮したり。

勞働社會は古の刑法修正法を廢止するの運動を爲し、各地の營業同盟一致して中央機關を作り、議員に迫りて其の廢止に盡力せしめたり。グラッドストーンは廢止に反對し千八百七十四年議會を解散したり。是に於て勞働社會は自由黨を捨て改選に於て多數を失ひたり。保守黨は修正法の廢止を約束して多數を得、千八百七十四年の會期に於て實行し翌年に至り、雇主と職工とを法律上同等と爲し、千八百二十五年の制限法を廢して凡そ一個人の爲すを許されたることは結社に於ても爲し得へき所と爲したり。

第五節 千八百七十四年より八十年に至る

保守黨内閣

千八百七十四年一月改選の議院に於て保守黨内閣は五十に近き多數を占め、千八

百四十七年以來始めて内閣を組織し六年半の間繼續したり。時に保守黨の總理は有名なるヂスレイリにして、千八百七十四年二月廿日大藏總裁となり千八百七十六年八月十六日ピエコンスフィールド伯を授けらる。元と猶太教を奉し後に基督教に傳化したる家に生まれ、初め急激黨の候補者として顯はれ、小説を以て才名を博し、中途にして保守黨に入るといへども舊時のトリイを思ひ、舊時の貴族を以て國會に依り君權を蠶食したるものと爲し、初め君主を國會の壓制より救ひ出すを以て主義とし、*Emancipation of the sovereign* 後に左の三項を擧げて保守黨政府の目的とせり、曰、國教の保全、大英帝國の維持、及民狀改良是れなり。而して之を實行するの方便として主張する所は人民に於て君主及教會を支持すべく、之に代へて君主は人民の有形上の狀態を改良し、教會は人民の精神上の狀態を改良すべしと云ふに在りたり。此の如きは民主的、教會的君權主義にしてナポレオン三世、レオン十三世及びビスマルクの主義を調合し別に一色を呈するものなり。

ヂスレイリの保守黨内閣も前年の例に違はず殆ど其の全力を外交に用ひ、内政に於ては千八百七十五年の勞働者保護法及學事、衛生、救濟に關する二三改良の外に

殆ど観るべきものなし。外交上に於ける實績は殖民地政策及東歐政策の二派に分る。

○ヂスレイリ内閣の殖民政策

- (一) 印度 ウェールス公の印度巡回スエス運河株券買入及女王に印度女皇の稱號を奉る、近時外交史 五三三頁、ペーコンスワイ・ルド卿傳
 - (二) 阿富汗 ニョツクス一五五以下
 - (三) 阿非利加 マストランド、ゾルラランド、後にツランスヴァール事件を成る
ニョツクス三七四地圖、三八六以下
 - (四) 東方事件 近時外交史 三二八以下
 - (五) サイプルス島占領 近時外交史 五七六以下
- 英吉利は地中海の入口に於てマラルタルを有し、中部に於てモルタを有し而して東端に於てサイプルスを獲得たり。其の目的はイフフレチース及チーグリスの河流に沿ひ波斯灣に出て印度に達する途を保全するに在り。サイプルス島はシリヤの海岸に對し、其港ラルナルカ Larnarka は漁船にてアレキサンドレット Alexandria より十二時間ツリポリ Tripoli より七時間にて達すへし、即ち二港はアレクサンドリアより二河の沿岸に沿ひバクダッド及ベスソラを経て波斯灣に出て印度に

達するの要路なり。サイプルスは人口凡そ十八万六千あり、皆希臘人なり、其の軍事上の價值に就きては種々の論あり、最近の文章は

“Cyprus actual and possible” by Prof. Patrick Geddes — Contemporary Review, June 1897
“What to do in the east” by Prof. W. M. Rameay — Contemporary Review, August, 1897

○愛蘭自治黨の形成

ヂスレイリ保守黨内閣の下に於て始めて愛蘭自由黨なるもの起り、今後の政治上に大なる影響を及ぼせり。

グラッドストーン内閣の『フェニアン』黨鎮定は一時奏功したるも未だ全た不平の根柢を立つに至らず、唯た國會議場に於て愛蘭議員は小數なるが爲めに其の要求する所は常に度外せられたるのみ。千八百七十年の改良法に於ては未だ地主か小作人より過當の年貢を取立つることを制止せず、又年貢延滞の小作人を放逐することを制止せざりき。然るに近來の不作にて放逐せらるゝ者の數は順に増加せり。千八百七十六年に於て千二百六十九名なりしに千八百七十九年に於ては二千二百六十七名に達せり。是に於て小作社會の不平少年は隠然徒黨を結ひて復

警運動を爲せり、即ち月夜出沒して或は地主或は其の代理者を狙撃し或は地主の牧畜を殺傷する等の事を爲せり、俚俗は此等の不平少年を呼んで白童 White boy 又は月下黨 Moon-lighters と云へり、月夜出沒するが故なり。然れども政治上に於て未だ一定の勢力を爲す能はざりき。

然るに千八百七十七年に至り「フェニアン」黨に與して追放せられたるダヴィット Davitt なる者滿期歸國シガロウエーに於て農民聯合 Land-League を組織し二年にして愛蘭全土に蔓延せり、彼等は左の三事を以て主義とせり。

(一) Fixed tenure 固定借地——年貢延滞なき間は小作借地人に立退を命ぜざる事

(二) Free sale 自由賣買——小作人に於て其の所得を賣買する自由

(三) Fair rent 公平地租——適當の年貢を取立てざる事

以上を稱して「三F」と云ふ。是れ地主の權力を減少し小作人の地位を高くするの主義なり、而して同盟は地主の立退命令に抵抗するを助け、又前の小作人を立退せしめたる地處は相替て借入れざるに在りき。

愛蘭農民の此の運動は有名なるパーチルの盡力に依り政事上の一勢力たるに至れり。パーチルは元と英吉利人にして新教の家に生まれたるも愛蘭に於て教育

を受け愛蘭自治の熱心なる主張者と爲れり。彼れは先づ農民同盟に忠告して同盟に加はるものは假令地主より立退を命ずるも頑として動かさらしめたり、是に於て地主は警察力を假るの外なかりしか其の爲めには大に費用を要したり。

又パーチルは運動の資本を米國に於て募集するの計畫を爲し、千八百七十九年より八十年に至る間に合衆國を巡回し、愛蘭農民を代表し移住愛蘭人の助力を請ひしに資力ある者は之を賛け、七万二千磅の醵金を得て歸れり。パーチルは愛蘭農民に説き、密に窮狀の改良を要請するのみに止まらず、又別に愛蘭の爲めに國會を起し愛蘭の内政は愛蘭自ら主宰するの權を要請せしめたり。

此の如き大改革を實行するは英國政府に迫て之を承諾せしむるを要したるも愛蘭議員は小數なるか上に大抵赤貧にして有力なる多數議員と匹敵すへきに非ず、英國議員は常に愛蘭議員を全く度外に措き、敢て其の謂ふ所に傾聴せざりき。是に於てパーチルは一新計策を案出し、英國議員をして少數なるに拘らす、愛蘭議員の云ふ所を傾聴し之に付き議決せざるを得ざらしむるの方向を取れり。パーチルの議院内線策は英吉利の政黨の孰れにも附かず、小數を以て別働を爲し専ら

議事の進行を妨害し、英吉利の議員をして英吉利の事件を議決することを得さしむるに在りたり。英國議院古來の典例に依り一名の議員に於て何時にても永く演説することを許され、中途に於て之を制止することを得ず、又各議員は法律案の各一字に就き修正動議を提出し、其の採決に至り分立 division 票決を請求する權あり、而して一回の分立に少なくとも三十分時を要すべし、又各票決の後に於て延會の動議 motion of adjournment を爲すの權あり、即ち一旦議事を息めて他日之を繼續するの動議なり、或は又何時を問はず議事、の中途に於て出席議員の定足數に充たざるを宣言し、之に對し員數精査を要求する權あり、之を Count out と云ふ。此等の權利を巧に利用するときは小數の議員を以て議事の進行を碍くるに難からず。小數黨か此等の權利を利用して議事の進行を防ぐるを障碍策 Obstruction とす。是れ千八百三十一年に於てピールの使行せし所に於てグラッドストーンも亦時に之を利用したり、然れども唯た例外の場合に限りたるに、今やバーチケルの率ある愛蘭自治黨は日々正則として之を利用したり。

バーチケルの目的とする所は從來英吉利議員か愛蘭の問題を度外に措き之を討議せざるを懲らす爲め果して之を討議するまで議事を遮きりて進行せしめざるに在りき。彼れの黨員は申合せて各一人にて永演説を爲し、會議を無限に延長せしめたり。千八百七十七年に於て一日南部亞非利加に對する法案を議するに當り水曜の會議は木曜の午後二時まで繼續したり。千八百七十九年の會期に於て或る一名の愛蘭議員は五百回演説し他の一人は三百六十回演説したり。此の妨障策は如何にも不都合を醸したるに依り議會は遂に神聖なる典例を確りて「故意に公務の進行を妨ぐるの證據ある」各員の放逐を議場に問ふの職權を議長に與ふるを議決せり。然れどもバーチケルの目的は遂に達し得て愛蘭黨は政治上に一大勢力を有するに至れり。

千八百七十九年に於て愛蘭自治黨を組織し、バーチケルを以て首領とせり。千八百八十年に至り保守黨は無論多數を得るを以て自ら信し議會を解散し改選を行ひたるに計らざりき自由黨は三百四十五名の多きに達したるも保守黨は二百三十五名の少數と成り、而して愛蘭自治黨は六十三票を得たり。

チスレイリが急に解散に決したる理由は獨塊の二國と聯合して佛に當らんとし

たるに國中反對の論多し故にサイプルス占領の慶雲未た去らざるに乗して早く多数を確保せんと欲したるに因ると云ふ。

第六節 千八百八十年より千八百八十四年に至る自由党内閣

○愛蘭自治問題

自由党内閣は就職の後直に愛蘭自治問題と選挙法改正問題とに關して激しく争闘したり。

先づ愛蘭小作社會を撫育する爲め農政改良を實行するに決し、地主より立退を命ぜられたる小作人は賠償を受くるとし、而して委員をして賠償金額を評定せしむるの法律を作れり。然るに自治黨の中、自由黨と提携せむとする者と飽くまで抵抗して完全なる自治を得むとする者と二派に分れ、バーチルは後者を率ひ、十八に對する二十三の多数を以て愛蘭自治黨の首領に推されたり。

バーチルは自由黨の改良策を以て完全ならずと爲し、第一に地主分限を全廢し、第二に愛蘭國民を獨立せしむることを主張したり。愛蘭人の不平は靜定せず、却て

益、烈度を加へたり。地主に對する復讐的犯罪の數は益々増加せり。又更に新策を實行して同盟を苦しめむとせり、即ち一切愛蘭人の彼等と交通するを遮斷する是れなり、此の遮斷に逢へる地主は家事の爲めに奴僕を得ず、日用品の爲めに小賣人の來たる無く、家宅破するも大工の來たる無く、家人死するも棺を負ふ者無し、因て殆ど困窮を極む、此の苦しめ策は始め之を『ポリーコット』と稱する地主に對して實行したるに因り爾來『ポリーコッターヂ』を以て稱せらるゝに至れり。小作人の立退に服従せざる事と危險の復讐とに加ふるに此の『ポリーコッターヂ』を以てしたるに因り愛蘭地主は殆ど堪へざるに至り、大地主百〇五人は竊に連署して愛蘭總督に保護を依頼するも、復讐を恐れて其の氏名を表白する無きを請へり。

政府は遂に斷然の處置を爲すに決しぬ。政府は農民黨の巨魁を告訴し、農民の年貢を納むるを妨げ、地主の貸出すとを障けて内亂を起さむとするの罪を問はむとを法廷に請求せり。バーチルは尙ほ愛蘭に在りて指揮す。

政府は愛蘭に戒嚴を宣告せむとを主張し、千八百十一年の一月を以て抑制法案を提出したり。愛蘭黨は抑制法案に對し例の妨害策を行へり。一月三十一日の會

議は日曜の午後四時に始まり間断なく水曜の朝まで續きたり。是に於て議長は發言權を與へざるに決し、愛蘭議員の絶叫せるに拘らす一讀會にて採決せり此の時下院は妨害策を制する爲めの假規則を制定し、千八百八十二年に至り討論終結規則を確定し、四十に對する二百以下の賛成あるときは討論終結するに定めたり。政府は非常法を施行して愛蘭黨の長本たる數名を拘留す、然れども立除事件は増加したり故に政府は小作人に取りて更に利益ある新農政法を提出したり、即ち特別の審判所を置きて小作料を審定せしめ十五年間据置きと爲し、小作人に保護金を與へて其の地所を買取ることを得せしむるの考案なり。然れも愛蘭黨は尙ほ争鬭を繼續したり、農民聯合フアラウユニオンは千八百八十一年九月ダブリンに於て國民會議を開きたるに各地より千二百人の代表者を召集せり、即ち決議して曰「政治上及社會上の弊害の原因は外國人英吉利本の統制を受くるに在り、故に之を救治する唯一の方法は愛蘭をして自ら統治せしむるに在り」と。

クラッドストンは愛蘭に對する英國の主權を保全し、愛蘭に於ける地主の權利を保護するの決心を宣告し、愛蘭人民の動搖して息まざるはパーキルの壓制に因るものなりとし、令を下してパーキルを捕縛せしめたり。パーキルは就縛に臨みて左

の命令を黨員に下したり。

『小作を繼續すへし、然れども政府に於て暴壓を止め、人民の憲法上の權利を復興するまで小作料を拂ふと勿れ、全國人民の受働的抵抗に對しては軍勢も其の武器を用ゐると能はず』と。

十月政府農民聯合に解散を命したり、依て聯合は英吉利に其の本部を移し、愛蘭に於てはパーキルの妹別に婦人の結社を作り、地主抵抗を指揮したり。

煽動、捕縛、裁判は數月繼續したるも底止する所を知らず、由て内閣は相讓に決し、キルマンハムの獄内に在る愛蘭黨の長本等と協商したり、之れをキルマンハイムの約束と謂ふ、之に依り内閣は半中の愛蘭長本等を解放し、未済の小作料は悉く解除するの法律を制定せむとを約束したり。

然るに愛蘭黨の中「不撓黨」と稱する革命派は「フエニエン」黨の後を承け、兵力を以て抵抗し、全く英吉利より分立せむと企てたり、即ち最も極端に出で、愛蘭國會を開設して自治を行ふに満足せず、又パーキルの合法的反對策を排斥したり。彼等は英吉利と斷然破裂を來たし、相讓和解の策をして到底行はれ難きに至らしむる爲め、フィニックス公園の凶殺を行へり、即ち千八百八十二年五月六日ダブリン公園に

於て白晝に愛蘭大臣及次官を凶殺したり。政府は之れを制する爲め三年愛蘭を非常法の下に置き陪審官に依らすして間決裁判するの法律を通過せしめたり。是に於いて革命黨は合衆國に於ける結社と聯絡を通し、露西亞の虛無黨に倣ひダインマイトを弄し恐怖を以て英吉利に迫り獨立を認めしめむとせり。彼等は短刀直入英吉利の中央に於いて政府に向て事を舉げ千八百八十三年には内務省に爆裂彈を投し、パーミンガム、リアブールに於いて大反爆裂用ダイナマイトの製造所を發見したり、千八百三十四年五月三十日にはジュニヨル、カールトン俱樂部及スコットランドヤードに爆裂彈の破裂あり、然れども人命に害なし。同年十二月十三日には倫敦「ブリッチ」を破壊せむとしたり、然れども橋脚に破損なく、通行人数名の負傷ありしのみ。千八百八十五年一月廿四日午後二時の頃倫敦タワー及庶民院の兩處に於て爆發あり、詳細記事はマツカシ一六三卷に見えたり愛蘭革命黨の一人なるオドノヴァン、ロスサー、C. Donoh Rossa なる者合衆國に於て公然演説して曰「我が黨が英吉利を強て我が要求を容れしむるの方便として用ゐるものは唯だ恐怖あるのみ」也。

○埃及事件

クラッドストンの自由黨内閣は内部に於て前内閣以來の困難なる愛蘭事件を引き受けたるのみならず、又外部に於て困難なる國際事件を引受けたり。其の一は埃及に關したり。埃及は千八百七十三年以來財政困難に陥り、外債の元利を支拂ふ能はざる爲め列國の干涉する所となれり。

○阿富汗事件

自由黨内閣の信用を失ひたる他の一大原因は阿富汗に於ける露國の進歩に對し反抗する能はず、終にオメオメルグを占領せしめたる一事なりき。

参考

外交時報 第三號

全 第二號 記事第二 第一節第二節

ニロクス歐洲膨脹 第一一七頁より一一九まで

○選舉法改正

自由黨内閣の運命は既に定まりたり、然れどもクラッドストンは少なくとも一の美事を爲して後退かむと決心し、久しく問題たりし選舉法改正に盡力せり、自由黨は

久しき前より市府と地方との間に在る不平等を均一せむとを要求したり。而して千八百八十三年の十月に於て自由黨の總會は改正法を通過せしむるに決心したり。千八百八十四年の議會に對し二案に分けて提出し、容易に通過したり而して貴族院も翌年に至り可決したり。改正の要點左の如し。

庶民院の議員數を六百四十七より六百七十に増加したり。

(二)此時まで市府と地方と選舉權を異にしたりしに、市府の選舉權を地方に及ぼして之を全國一樣にしたり。此の爲地方の選舉人は殆ど三倍せり。前に。且つ家持及借家人選舉權の外に地租十磅以上の者及勤務に基く選舉權を設けたり。

(三)此時まで市邑の選舉區は地方の選舉區に比して遙に狭小なりき、即ち市邑は中央より八哩以内を一區としたるに依り平均四萬一千人に一人の代議士を出たし、たる割合にて地方は七万八千人に一人を出たす、割合なりしに改正法は人口一万六千以下なる市府一百〇五の選舉權を廢し、人口五百以上なる市府に限り各一名の代議士を出さしむ、其の數三十七なり、而して人口五方に一名を出たす

割合を以て地方及人口十六万以上の町村に選舉權を與へたり。地方は之を選舉區に區分し、三十四市府に於ての外は單記法を取る。

此の如きは未だ根本的の改良と謂ふ可からず、尙ほ多くの點に於て舊來の參差をなせり、左の如し。

- (一)二種の選舉權を保存す、即ち家持は救貧稅帳に記入したる家屋に居住するの者にて選舉權を有す。店子は一年十磅の家稅を拂ふに依り選舉權を有す。初め家持と店子と同居し、後に家持外轉するときは店子は家持として選舉權を行ふ。
- (二)家屋を以て選舉權の基礎とするに依り、數選舉區に數家を有するものは一人にて數多の選舉權を有するに反し、家屋なき者即ち下宿人、主人の宅に寄宿する徒弟の如きは選舉權なし。千八百八十五年の調査にて丁年男子の選舉權なき者は百八十八万人なりき。
- (三)假令選舉人たるの資格あるも直に選舉權を行ふとを得ず、家持たりとも少なくとも一年以上居住するを要し、店子も種々の手續を爲すを要す、此の爲め勞働者の如きは資格ありて其の權利を行はざる者なし。

(四)選挙は全国同日に行はず。

(五)選挙は比較多数の投票なり過半数即ち絶対多数に非ず、決選投票の制なし、其の結果に依り保守黨は少数にして投票するとあり即ち急進黨と自由黨と合して始めて多数なる場合に於て急進黨は始めより自由黨を入札せされは必ず保守黨に負くるなり。

(六)任期は七年なれども満期以前に解散するを慣例とす而して其の時期は一に内閣の所決に依り而して数日の後に改選を行ふに因り選挙者は結合を付くるの猶豫なきと多し。

(七)代議士は無報酬にして選挙費用は尙ほ甚た重し。

居住を以て基本とし而して婦人を除くの明文なし故に婦人をして選挙権を行はしむる動議ありしか議會は原則として之を是認したるに止まり未だ實行に至らず、裁判所は此の解釋を拒否したり。

○ゴルドン遠征

ゴルドン將軍スダンを遠征し、マヂーの爲めカルツームに圍まれ後路絶つ英國政府は遅延に遅延の後サルガルチット、ウルスレーをして赴援せしむ未だ達せずし

てゴルドン死す自由黨爲めに大に民望を失ふ。

千八百八十五年六月の豫算會會議に於て自由黨は五十名以上缺席し、十二名の多数にて保守黨勝を得たり。

第七節 無多数保守黨内閣

自一八八五年六月至一八八六年二月

○小數内閣

自由黨の辭職したるは保守黨か多数なりし故に非ずして自由黨議員五十名か投票せさりしか故なり故にソールスベリー侯は次の内閣を組織すへきとを承諾したるも多数に依頼すへからざるは明なりき故に年の改選を以て眞の勝敗を決すへし、夫れまては自由黨と提携するの外あらざりき。

ソールスベリー侯は首相を以て外務大臣を兼ね、ノースコート上院に入て大藏總裁に任し、チャーチル公は印度卿に任し、カルナヴォンは卿は愛蘭總督に任し、ワット、クロスは内務大臣と爲り、ヒクスヒーチは大藏大臣を以て下院の黨員を指導したり。

自由黨員も保守黨員も共に少数なりしに因り愛蘭自治黨か去就如何に依り決す

るとし成りしか故實際上は小數を以て却て多數を制するを得たり。

○緬甸合併

改選以前に於て内政に於ては見るべき無しと雖も外政に於ては一事あり、緬甸合併是れなり。此の時きて緬甸王シーボー Theobaw と印度政府との間に外交上の紛議ありしが、チアーチルは獨孤の責任を以て開戦に決し、十一月軍を進め十二月一日に勝敗決し、三十一日に之を各國に通告したり。現今は既に七百哩に延長し七百萬磅の資本を有する Indian Midland Railway もチアーチルの計畫し實行したる所なり。

○改選の結果

議會は八月十四日を以て閉會し、一月再び開會するまでに新選舉法に依り改選を行ふ筈なりき。改選は十一月の末より十二月の初に至り行はれたるに左の如き二比例を呈したり。

自由黨(及急進黨)……………三百三十四票
保守黨……………二百五十票

愛蘭自治黨……………八十六票

因て愛蘭自治黨にして若し自由黨と結ぶときは自由黨は大多數を得べく、若し保守黨と結ぶときは僅々二三票の多數を制するを得べし。

グラッドストーンは愛蘭自治黨と結ぶ爲め終に愛蘭自治主義を取るに決定し各新聞紙の之を報するに對し取消を爲さざりき是れ實に政事上の大事件なりき。新選國會の一八八六年一月廿一日開會せしも形勢は此に定まりて議事は恰も儀式の如くなりき、何人もグラッドストーンにして固く愛蘭自治黨と結ぶに於ては保守黨は必ず退かざるを得ざるを疑ふ者あざりき。農事改良に關する上奏案の議事に於て保守黨は三百二十九に對する二百五十の少數に陥り辭職せり。

第八節 グラッドストーン第三内閣及自由黨の分裂

自一八八六年二月
至一八八六年六月

新内閣に於てグラッドストーン總理に、ウイリヤム、ハルクル大藏大臣に、チルタル内務大臣に、ロースベリ卿外務大臣に、グランヴィル卿殖民大臣に、キンパーレー卿印度大臣に、アバーデイン公愛蘭總督に任しゼヨン、モーレー總督書記官長と成れり。

國會は二月二日を以て召集せられ先づ財務案を議定したる後クラッドストーン愛蘭に關する新方針を發表するとを告げたり。クラッドストーンは四月八日を以て新方針を公示する爲め三時間に渉る大演説を爲せり。其の所謂二大原則は(一)愛蘭に別の國會を開き別の政府を立つる事(二)愛蘭議員を英國國會に選出せしめず、二國共通の政務は英國政府に於て決定する事是れなり。新方針は發表前に於て十分の協議を盡さしりし爲め多くの難問を含蓄したり。英國々會に愛蘭議員を選出するや否やは至難の問題なりき。之を出たすは愛蘭人をして自國のとは自國の國會にて議決しなから英國及蘇格蘭ウェールズの政事に容喙せしむるに均しく、若し之を出さしめざるにも二の異議ありて存す、曰宗教事件曰歳費事件是なり、英國政府に向て愛蘭の羅馬加特力宗の利益を代表する者無きに至るを以て英國各地の加特力宗徒は反對したり、又財政上に於ても英國議會に對し愛蘭の利益を代表するもの無きに至らむ、茲に於て乎クラッドストンの計畫は共通政務に對する費用の十五分の一以下(從來は十二分の一以下)を愛蘭に課するに在るも是れすら過重なる場合を生ぜざるを保し難し。

然るにチャンバレーンは別に愛蘭問題に關し計畫あるを以て急進黨の一部分を率ゐて辭職せり。加ふるに舊保守黨ホイッグの領袖にして自由黨に附隨したるハルチンクドン卿は始めより反對の地位に立ちしを以てチャンバレーンと合して新政黨を組織せり、之を聯合黨ユニオンと云ふ、是れ愛蘭として永く英國と立法上の聯合を保維せしむるの主義を以て自治黨主義に反對するものなり。

保守黨は聯合黨と提携し、倫敦の王室オペラハウスに於て集會を聞き、クーパー卿議長と成り、ハーチンクドンもソールスベリも出席あり、ゴスセンも此の時より自由黨を脱して保守黨に赴けり、而してクラッドストーン新方針の運命は終にブライトの反對に依り決定せられたり。

一八八六年六月八日は第二讀會を聞くや否を決する場合なりき。クラッドストーンは全軀の議論を結括する爲め再び演壇に現れぬ、是れ氏の一生中の大演説として敵も味方も共に認定したるものなりき。然れども案の運命は既に定まりぬ、即ち三百四十三に對する三百十三の少數を以て第二讀會を開かさるに決せり。クラッドストーンは直に解散して國民に訴ふるに決せしか六月中旬に於ける總選

舉の結果は保守黨及聯合黨は三百九十三票を得たるも自由黨と自治黨は二百七十五票即ち一一八の差を生せり。是に於てグラッドストーンは國會の召集を俟たずして辭職しぬ。

是に至りて英國政黨の關係一變せり即ち保守黨自由黨の交渉は止みて左の二種聯合の循環入閣と成れり。



第十二節 ソールスベリー第二内閣 自一八八六年六月至一八九二年八月

ソールスベリー侯は純粹の保守黨員のみを以て内閣を組織したるも其の主義に於ては自治黨の要求を行はざるを得ざりき。

ランドルフ、チャーチル卿は大藏大臣として下院指導者と成る固とチャーチルは舊保守黨に屬せしか、一八八六年十月二日ダルトフォルトの演説に於て一万二千の

聽衆に對して自由主義を取るとを公言しぬ。然れども一朝財政の局に當り調査の未非常の節減を行ふとを提議しソールスベリーに容れられざるより十二月辭職し、銀行家にして曾て海軍大臣たりしゴスセン代て大藏大臣と成る。スマスは下院指導者と成るチャーチルは再び政府に入らず病を以て身を閑養し、或は南部亞非利加に旅行し、一八九二年病死す。

ノースコトもイドルスレイ卿として上院に入り一八八七年一月頃死す。ヒクスピーチは愛蘭大臣たりしに一八八七年の初より眼病に罹り職を辭し、アール、アルフォールは蘇格大臣より轉してヒクスピーチの後を承く。一八八七年一月パーテル疑獄起り、ピゴットの自殺を以て止む。

五月十七日スマスより女皇五十年祭の案を提出して決す。實に六月廿一日なり。行列中に獨逸皇太子ウィルヘルム在り、最も世論を惹けり。而して各殖民地も祝典を擧げたるに獨り愛蘭は與らざりき。女皇書を内務卿に贈り人民に謝す。(マッカニハ一英國今)

内政に於て政府は自治黨と争はざるを得ざりき。自治黨と自由黨と提携の結果

として自治は獨り愛蘭の自治のみに非ず、蘇格蘭及ウェールズ並に英蘭の各部分の自治と成れり。即ち一般の聯邦主義と成れり。是れ自由黨の選舉地は英蘭北部、蘇格蘭及ウェールズに在りしに依る。但し聯合黨は多數を以て彼等は議會に於て一事を能くする無しと雖も各部自治を唱へて以て次の選舉に多數を占めむと計りたり。

○保守黨政府の内政

愛蘭事件に對して保守黨政府は秩序維持を方針としたり。即ち地主を助けて年貢低限の運動に反對したるを云ふ。一八八一年に始めて農政委員を置かれたる時より今に至り愛蘭野産の價格は二割五分低減したり。

故にパーチルは一八八六年六月に於て一案を議會に提出し、滞納年貢を解除し、將來の年貢を減額せむとしぬ、然れども政府之に反對せるに因りパーチルは所謂作戦計畫なるものを實行し、農政委員の評定したる年貢を以て地主に拂ふにありき。若し主にして承諾せざる時は申合せて之を一の委員に拂ひ、委員をして地主と對の勞を執らしめ同一地主の地處の小作人たる者は此の如く一のシンヂケ

トを作り、以て此の組合を離れて直接に地主と交渉するを禁し、條約者あるときは之に復讐を加へたり。

政府は作戦計畫を以て不法の結社と爲し、其の主助者デロン(Dillon)を告發し、地主に警察力を假して支拂未納小作人を追放せしめたり。警察官は地主の請求に應じ百人若しくは二百人隊を成して小作人の家を襲ひ暴力を以て摘み出さしめたり。一八八七年一月に於けるグレンメイ(Glenbeigh)村民追放の慘狀はデイリー・クロニクル新聞に依り世に公にせらる物情恟々。殊にアルスケル、メルファースト等には農民凶器を取て之に抵抗す。

政府は又裁判の力に依り農民團結の運動を制せんとせしか、裁判機關も之に應ずるの色なきを發見せり、即ち或は小作人を憐み、或は其の復讐を恐れて證據人は證言せず、陪審官亦有罪の宣言を爲さしりき。是に於て政府は例外の刑事訴訟法を提出したり、即ち治安判事をして陪審の制に依らす、凡て脅迫及遮斷ボーイロッテ、チを行ふ者は六ヶ月以下の懲役に處する權を委任し、政府に愛蘭以外に在りて不法運動を助くる者を告訴する權を附與するの法案なりき。自治黨及自由黨の

聯合黨は議事妨害策を執らんとせしむ、政府は先決問題として議事省察法を議決せしめ、七月十七日を討論終結の日と定め、此の日に至り未決の逐條は原案のまま通過せしむるの方法なりき、是れ合衆國々會に行はるゝ所に於て稱して *Stilletoing* 云ふ。此の議事法を議するに當りてや、反對黨は全力を盡して之に反對し、終に相率ゐて議場を去りぬ。然かも變則訴訟法は通過し、愛蘭治罪法の名を以て公布せられたり（一八八七年七月）。

八月政府は自黨に屬する自由黨員を満足せしむる爲め愛蘭農政改良の法案を提出し、農政委員にして破産に類する處分に依り千八百九十一年以來延滞の年貢の一部分を免除する權を與へ、又近年の農産物低廉に應じて年貢を改定し、永年小作人に其の土地の所有權を得るの道を開き、退放を制限して不法慘酷に流れさらしめたり。

同月政府は愛蘭國民團結の多くの支部を不法結社として禁したり、其の主動者として解散を拒みたる者を捕縛せしめたるに、中に有名なるオブライアン、ダウット、及ダアリソン市長サリウアン等あり、爲めに議場に於ては愛蘭大臣バルフォールに對し

甚しき反對あり。

一八九〇年バーチル姦通事件起りぬ、離婚裁判所に於てはバーチル取て辯護せず、ケアテン、オシヤの離婚請求は立ちしを以てバーチルは前のオシヤ婦人と結婚す、然るに自由黨は輿論を慮りてバーチルを戴くに於ては自治黨と分離せむと發議せり、此の時より自治黨分裂し、愛蘭議員の威力振はず、バーチル勢力を回復せむとするに急にして各地に巡回演説し病を得て死す（千八百九十一年一月六日）。

○地方參事會の設置

ソールスベリー第二内閣の内政上の改良に於いて最も觀るべきものは一八八八年の地方參事會法なり。從來英國に於ては治安判事に於て獨り裁判のみならず市町村行政上にも重大なる權力を有したり、而して治安判事は即ち大地主の機關なるにより自ら貴族的のものなりき。是に於てソールスベリーは部下の急進黨員と結托するの必要上 *county council* 所謂地方參事會の制を設定せり、即ち英吉利本部を分けて六十カウンチーと爲し、別に人口五万以上の市府を以て六十ボロー、カウンチーを作り、倫敦も之を一カウンチーとし、各カウンチーにカウンチー參事會

を置き、納税者中より參事會員即ちエルダーメンを選擧せしめたり。カウンチー、エルダーメン等の名稱は古りたりと雖も此の時設置したるものは全く新制なりき。而して治安判事の行政事務(土木、祭禮、癡狂院、感化院等)を參事官に移して以て地方税を課し、地方債を起すの權を得せしめたり。翌年此の法を蘇格蘭にも及ぼしたり。カウンチーの下は即ち舊來の寺區パリスなり。然れどもソールスベリー内閣の長所は内政に在るに非ずして常に外政に在れば進て外交上の關係を述べざるへからず。

○ソールスベリー第二内閣の外政

(一)英國と三國同盟 千八百七十九年八月七日獨澳聯合成り、千八百八十二年伊太利加盟して三國同盟と成り、千八百八十三年、八十七年、九十一年の數度に於て期限を展延したるとは外交時報第一號記第二節に述べたるか如し。

伊太利は一旦三國同盟に加入したるも其の負擔の重きに堪えずして千八百八十七年一旦期限の終止するに至り脱盟せむと欲したり、然るにピスマルクは其間に斡旋し、伊太利の延期に同意する條件として英吉利政府と伊太利政府との間に地

中海に於ける海軍の共助を密約せしめたり。此事實の明に知られたるは千八百九十七年十二月十六日伊太利のヌオヴァ・アントロギヤ新聞の機密漏洩に始まれり、然れども其の當時に於て外交上に種々の兆候顯はれたり。

千八百八十八年の二月 Howells 提督の指揮する艦隊は當時 San-Remo に療養中なる獨逸皇太子を訪問する爲め Liguria の海岸に到りしに伊國海軍官吏は旗艦ノーザンパランドを訪問したり、而して卓上演説に於て提督は英露艦隊の聯合作戦する蓋し遠きに非ざるへしとの消息を漏せり、然して地中海に於て英伊艦隊に敵する者は獨り佛國艦隊あるのみなりしに依り此の一語の爲めに英佛の外交は不和に赴けり。自由黨議員ラアヒールは二月廿二日の議會に於て政府に質問を提出せり。

之に對し時の外務次官フェルグリンはヒウエット提督の發言に事實相違あるを辨したり。然れども同年に英國政府は翌年の巴里万国博覽會に賛同を拒み、又千八百八十八年六月の議會に於て佛國より輸入する葡萄酒に關税を課するの議ありしより見れば二國の不和は事實なりき。

○埃及占領の延長

英吉利は埃及を占領したり而も毫も之を占領するの権利を有したるに非ず唯た事實に於て埃及政府が英國の兵力に依頼したりと云ふに止まれり而して依頼せられたる英國の兵力は有効なりしに非ず微弱なる自由黨内閣の下に於てスーダンを喪ひ、エヒヤに敗れたり故にソールスベリー内閣に至り此の占領を繼續するは外交上の一難事たりし事明なり。千八百八十七年に至り土耳其は埃及の宗國たる廉を以て英國政府に向て撤退を要求したり是に於て英國政府は君斯垣丁堡に於て Drummoneid Wolfe と土耳其政府との間に談判せしめ、左の條件に依り撤兵せむとを承諾したり。

(一) 平時並に戦争に於けるスエス運河の自由通航を各國に承諾せしむる事

(二) 各國をして埃及の不可分割を承諾し保證する條約に調印せしむる事

(三) 英國軍隊は三箇年内に埃及を撤退すへし、然れども若し此の期限に至り埃及内部に兵亂あるときは其の終止せるを待て撤退する事

(四) 若し一旦撤退するの後に於て更に軍隊を容るゝの必要あるときは英國政府と

土耳其政府と別に協議すへき事

(五) 各國をして此の條件を承諾せしむへく、若し地中海岸の一國にても三年内に同意を表せざる者あれば占領を繼續する事

此等の條件は五月廿二日を以て條約として調印せられ、而して三國同盟の各國は之に同意を表したり。然るに露佛二國は之を以て埃及に對する英國の保護權を一層確實にするものとして反對を唱へたり。露國大使は若し土帝にして此の條約を批准せば其の帝位は安全ならざるへしと申込みたり。六月十九日付を以てドラモンドの英國政府に對したる所に依れば、露佛二國は公然土帝に言はしめて曰、「若し土帝にして此の條約を批准せば二國は帝國の或る地方を占領し之と同様の條約を締結したる後に非されは撤退せざるへし、即ち佛蘭西はシリヤを占領すへく、露西亞はアルミニヤを占領すへし」と。

又佛國大使モントペロより六月十九日付を以て土耳其政府に提出したる通牒は左の如し

シール。佛國政府は埃及條約批准の結果として起るへき地位を絕對に承認するの決心

なり。

條約批准の場合に於ては佛國政府は地中海に於ける均勢の攪亂より起る自國利益の侵害に注意し、之を保護する爲め必要なる手段を執るべし。

反對の場合、即ち皇帝陛下が上願の條約を批准し賜はさる場合に於ては佛國大使は皇帝陛下に左の正式にして無條件なる保證を上るとを本國政府より委任せられたり、曰、此の批准拒絶よりして如何なる結果の起るとありとも佛國政府は之に對し陛下を防護保證し奉るべし。

是を以て陛下は此の事に關し既に一切の疑惑を懷せらるゝの必要なく、斷然批准を拒絶せらるべきなり、然するときは實に該條約に依り多くの痛憂と苦難とを被るべき回々教の人民を安堵せしめ賜ふのみならず又之に依て陛下の帝國と佛蘭西との間に存したる蓄故の親交を確實堅固にし賜ふなるべし。

英吉利の不信及忿怒に對して能くオトマン帝國の安全を保つは獨り佛國の無私政界あるのみなるを以て佛國の親交を維持するは陛下の爲め最も利益のものに視做さるべきものなり。

最も物議に涉りたるは他日變亂あるとき英國は土耳其格と協議して再び埃及に兵を入れむとする一條なり、故に土耳其格政府は此の一條を修正し、他日變亂あるときは兵力を以て干涉する權利を土耳其格に保有し、土耳其格の之を要求するに非されは

英國は兵を入れさると、爲さむと申出てたり、然れども英國政府は同意を拒みたり。

批准期日を一旦延期し七月に至り土耳其格政府は絶対に拒絶したる故に現狀を維持すると、なれり。

爾後露佛二國は事機の生ずる毎に英國に向て埃及撤兵を要求したり、然れども英國政府は内亂未だ止まず撤兵の時期至らざるを以て答へたり、而して口實の將に盡きむとするに至れば恰も宜しスダンに事起りデルウ、シ兵の南部埃及を侵さむとするに會す。千八百八十八年九月より十二月に至る間にはスタン軍の *Shakim* に來襲するあり英軍討て之を退く。千八百八十九年七月には *Wady-Halfa* の方面に於いてデルウ、シ軍攻勢を取り、數回小闘の後八月三日を以て *Toski* に於て英將 *Grenfell* の破る所と爲る。

千八百九十年の議會に於てラブーセルは二月廿三日埃及占領軍より三千二百人を減員せむとを提議し、演説して曰、埃及の占領は一時なりと言ふも殆ど永久ならむとす、獨逸は英佛を離間する爲め此の占領に同意したるなり」と。

千八百九十一年の初には英軍はスダンに於て攻勢を取り、遠征軍はスワキムを發して *Thinkhat* に上陸し、デルウィシを *Afrite* に討ちて *Fokar* を回復す。同年の末に至りクラットストン及キンパーレーは埃及撤兵を主張し、デルクも十二月十七日の「スピーカー」新聞に之を論したり。同時に埃及國守チウフィク「パシヤ」は死し子 *Abbas-pasena* 十八歳にして立つ。余の曾て維也納に遊ぶ時彼れは貴族學校に在り、新パシヤは英國の保護を辭するの意向あり、然れども英國政府は應せず、フルスベリー上院に於て演説して曰、「如何なる外國と雖も、我國が埃及の爲め既に此如く多くの犠牲を爲したる後之を他の一國の政治又は無政府に放棄するを信せざるべし」と。

○ザンチバール保護權の確立

千八百八十八年以後に至り露佛二國の同盟せんとする傾向は益々急なり、是に於て獨逸は其の孤立を痛嘆し、更に親密に英國と結はむとす、其の事實は獨逸の部に譲り、三外交時二頁第茲には其の結果として英國の得たる所を述べざるへからず、即ち英吉利は交親の職としてナポレオン一世の時に占領したるヘリゴランド島を獨逸

に遷附したるに代へて獨逸は英吉利のザンチバールに對する保護權を認承したり。

ザンチバールは東部亞非利加の最も重要なる部分なり、ザンチバール島は豊饒にして人口二十万あり、中八万はザンチバール港に居住す。ザンチバール港は恰も印度洋の香港にして將來通商の大中心たるへき見込あり、アデン、モサンビック及喜望峯殖民地と海底電信の交通あり、佛、獨、米國の領事館あり、千八百九十二年二月一日以來自由港と爲す。

ザンチバール保護權の範圍は大陸の擴大なる一部分に及ぶ、即ち獨逸領の北に於て *Winbt* 河と *Djouba* 河との間に在り、其の南境は千八百九十年七月一日の獨英條約を以て之を定め、其の北境は千八百九十一年三月廿三日及四月十五日の英伊條約を以て之を定めたり、然れども此等は即ち所謂權威領域を定めたるものにして未だ開拓を遂げたるに非ず。保護地の西にヴィクトリア湖及アルベルト湖あり。

此二湖の間に位する *Unyoro* 及 *Ohganda* を征服して埃及スーダンと聯絡を通するは英國の希望する所なり、然れども此地には強勢の酋長ありて往々抵抗するのみ

ならず、又佛國宣教師の既得權利と衝突する者少なからず。

英國政府はザンヂパール保護地域を開拓する爲め英領東部亞非利加會社英領東部亞非利加會社を設立し、之に收税の權と用兵の權とを附與して開拓に従事せしめたり。會社の本部を *Mombasa* に置きザンヂパール港と電線を通し、又ヴィクトリア湖と狹幅鐵道の連絡を通したり。會社は印度人を此處に移して殖民を始め *Wion* の一地方は稍繁榮に赴けり、是れ *Empire* と稱する河水の洗ふ所にして河口より四百吉羅の *Nassa* と稱する都會まで巨船を通すべく、沿岸豊饒なり。

ウガンダ、ウンヨルには佛蘭西より入込みたる加特力宣教師のステーション處々に在り、此等の酋長と相應援して會社の代表者に反抗せるより千八百九十二年一月以後英佛兩國間に不和生ず、事は次の内閣の事變に屬す。

○英葡衝突 自千八百八十九年

英吉利と葡萄牙は現在亞非利加の地に於てモサンビックの領權を争へり。葡萄牙政府は其の屬領地たるドラゴア灣の一會社に該灣よりツランスヴァールに達する鐵道の布設權を許可したり。而して布設期限を延長すると三回に及ぶも完成

に至らず最後に千八百八十八年十月二十四日の達旨を以て更に八ヶ月の猶豫を與へたり、然るに此の期限も亦經過して未だ開業に至らざるに依り千八百八十九年六月廿五日の命令を以て最初の許可を取消し鐵道を公賣に附したり、然るに其の株主中には英國人の多く有りしか爲め英國社會は頗る不平なりき。

又此よりも更に重大なる衝突は二國の間に起れり、即ちザンベシ河北の一支流たる *Shire*(or *Chia*) は源をニヤサ湖に發し南流してザンベシ河に注けり、而して其の沿岸の饒地は即ち二國の争ふ所なり、リスボン政府は始より此の地域を以て葡領とするに拘はらず、英吉利はリヴェングストン以來英國の所領なりと稱し開拓の使を派遣したり。千八百八十九年中葡萄牙の *Serpa Pinto* 大尉は遠征隊に長として來たりシレ、沿岸の地を確定に占領せむと企てたり。然るに英國は之を以て英國の權利及び領土侵襲するものと爲し、ソールスベリー政府より葡萄牙政府に抗議しセルバ、ピント大尉の所爲を否認し、争地に對する一切の主張を引くべきを要求したり。英國艦隊はシアラタルに集中し、リスボン政府の返答次第にて直にテイクス河口に進入し、砲撃を加ふるの勢を示せり、又他の海軍は亞非利加に於け

る葡萄牙領を脅かせり。歐洲各國の同感は葡萄牙に集まりたり、然れとも同情は以て侵襲を防ぐに足らず。千八百九十年一月十一日リスボン駐劄英公使は政府に向て讓歩を強制し、二十四時間に回答を得されは引揚ぐへしと申出てたるも葡萄牙政府は抵抗の術無きを以て終に讓歩せしか葡萄牙の人民は時の政府を怯懦なりとして示威運動したる爲め内閣は交迭せり。

此の結果は千八百九十一年五月廿八日の英葡條約と成り、葡領の北境は Rovouna 河に沿てニヤスサ湖に至り、西は該湖を限とし、湖西一圓の廣地は Zamberia として英領に屬せり、其の他シレ河兩岸に沿てサンペシ河に達する争地も亦全く英國の手に歸し、ザンペシ河及 Tombone は葡領を経て印度洋に注くに拘らず、各國船舶の自由航海する所と爲れり。

○マロッコ保護權

又英國は千八百九十二年の後に於て「サル」ユウ、ン、スミス Eyha Smith を特派大使としてマロッコに派遣し、通商條約を締結するを名とし、半は利を以て誘ひ、半は威嚇し以て英吉利の保護を受けしめむとしたり。マロッコにして英吉利の保護國と

成らむか、シアラルタル、マルタ、埃及、サイプルスと俱に地中海に於ける英の勢力を張るに大益あり。然れどもマロッコ國守 Muley-Hassan は佛蘭西及西班牙の後援を待みてか脅嚇に屈せざりし爲め、スミスは使命を果さずして歸れり。

○社會黨の發起

固と英吉利の地は社會黨の發達に適せず、其の原因に二あり、第一は英人の性質として實地に敏なるも理想に迂とく、架空の理論に因りて現在の行を改むるとを好まざる是れなり、第二は舊來の營業同盟は寧ろ國家の干涉に依らず、自ら經營して其目的を達するとを主義としたる是れなり、舊來の營業同盟は多く有技職工スキルフル、レトリ、カウニスの間に存立し、例へば大工、機械製造工、鍊鐵工等にして其の主義とする所は國家の干涉を藉らす協心同力して雇主に迫り賃銀と勞働時間とをして、生活の標準を維持するに適したるものならしむるに勉めたり、此の目的を達する爲め一日職業を得ざる者あれば之を救助する爲め共同基金を扶殖し、各其の賃銀の一部を此に拂込むとせり。然るに無技職工即ち鑛山及紡績職工及農家の役夫は元來賃銀低廉なる故に共救資金資金を拂ふとを得ず、從て此等の同盟に加はらざりき是れ。後に

社會黨的現像の由て起る所なりき。

有名なる生物學者 Wallace は千八百八十年に於て League for the nationalization of land 又ヘンリー・ゼヨルマンの門弟は League for the restitution of land を作り、土地は永く地主の専有すべきものに非ず、國民の共有なれば方法を設けて國民に回收し、公平なる條件に依り國家より人民に借附すべきを主張したり、然れども始めは政治上に影響を及さざりき。

然るにソールズベリー侯の第二内閣以來漸く英國にも其の影響を見るに至りたれば此に其の顛末を記せざるへからず。

千八百八十年に於て獨逸社會黨員 Marx の門弟にて Hyndman なる者 Federation of Social Democracy を起し、獨逸社會黨主義を英國の勞働者中に傳播せしめむと計りたり、然れども由來英國人は實地に敏にして迂遠なる理論を以て動く性質に非ず、是れ夫の營業同盟の編制強固にして社會黨主義を容るゝの隙あらざりき。

然るに千八百八十五年に於て工業の大不景氣の爲め一般に賃銀低落し且多くの職工は職業を失ひしより形勢一變せり。社會民政黨は此の機に乗して黨員を説

き無職々工をして倫敦に於て示威運動を爲さしめたり。千八百八十六七年の間に「ハイドパーク」に於て職工の大集會あり、警察は之を解散せしめむと欲して争闘せり。

千八百八十八年の頃より Fabian Society なる者漸く著はるゝに至れり、是れ元は社會民政黨の一派にして千八百八十三年の創立に係り、學識ある少年輩より成立ち主義を傳播して職工を煽動するよりも寧ろ如何せば英國社會の現狀に對して社會改造を實行するを得べきやを研究するを目的としたり、而して決して全部の急變を企てず一個々々の格段なる事件に就て改良の實を挙げむとしたるものなり、是れ實にフエアン黨の名ある所以なり、期を計り漸を以て實行するを主義としたり、彼等は千八百八十八年以後に於て其の研究の結果を簡單なる小冊子として發刊したり。其の問題は主として市府生活の改良に關係し、或は職工宿所の陋情を探求し、或は貧困の原因を統計上より研究し、多く尋常人の知らざる事實を發表したるより第一に市政上に影響し、間接に國政上に影響するに至れり。黨員中より倫敦市參事會員を出すに至れり。

千九百九十九年に至り社會黨主義の職工 Tom Mann 及 J. Burns の二人は從來同盟以外に措かれたる無技職工を糾合して一大勢力を造るとを企てたり。彼等は倫敦造船所、製鐵所、石炭人夫、瓦斯會社の火夫等を結合して同盟罷工し給料の増額を要求したり。印刷職工も亦罷工に加はれり。八月廿六日に於て其の員數は拾三万人に達し、石炭商業は全く中止し、從て蒸氣力を以て機械を運轉する工業は大打撃を被れり。外國の職工同盟は多數人の救助を送りたり。九月に至り賃銀増額の約成りて一旦平定せり。

千八百九十九年二月十一日蘇格蘭 Dundee 府の造船所に於て同盟罷工あり。七月八日には倫敦に於て擾動あり。巡查同盟罷職しポー、ススリートの警視廳門前に群集して増給を促せり。同時にグラナデヤールの中隊も役務の過度を訴へて士官の號令を奉せさりし爲めパルムダ島に轉營せしめられたり。Sheerness に於ける海軍造兵廠の職工及郵便電信の役夫も増給を得されは罷工せむと申出たり。此の年の夏中ツラフルカー、スクエヤーに於て社會革命萬歳を唱ふる者度々有るき。

千八百九十一年五月三日の日曜に八万の職工ハイドパークに雲集し、マーセイユ、ス、國樂を奏して集會を開きパルンス演説して各國の職工は協同一致せるとを述へ一日の勞働時間を八時間として賃銀の最少減を極むるの法律制定を促すとを決議せり。

抑、パルンス等の主張する所は舊來の有技職工の營業同盟を以て雇主に對し十分の制壓を用ふるに足らずと爲し政治上に於て運動し、國家をして賃銀の最少限と時間の最多限とを定むるの法律を作らしむへしと云ふに在りたり。此の新種の營業同盟を造る主義は漸次に無技職工社會に傳播したり。

新舊兩種に屬する各地各業の同盟より代表者を出たして總會を開くと、なり、其の議事に於て新種同盟の社會主義は常に多數を占めたり。千八百八十八年には國民の土地回收を議決し、千八百九十年には八時間主義を議決したり。

○愛蘭困難議會解散

千八百九十年に於て馬鈴薯は不作なりし爲め愛蘭の物價三倍し非常の困難を來せり。饑饉、地代不拂、小作人放逐、警察と小作人の格闘は倍奮の烈度を以て起れり。

九月に至りデロン、オプライヤンは人民煽動の廉を以て捕縛せられ、保釋中に逃れ
て合衆國に至り運動資金を集めたる後歸て刑に服するの決心を以て演説す、紐育
の人民大に同情を表し巨万を投ず。自由黨の有力なる議員ジョン・モレーは議
會休暇中にシスタル島を巡視し歸るに及て愛蘭饑饉の慘情を演説す。
グウィットは勞働世界 Labour Worldなる雜誌に於て愛蘭農夫と英國職工と利益を一
にするを論し協同運動して國家の干渉を促すべきを主張す。
千八百九十二年二月十八日ベルフォール庶民院に於て政府の愛蘭改良案を發表す
自由黨は始より反對し、五月廿四日第二讀會を開くに至りグラッドストーン演説して
其の案の不完全にして實効なきを論し、言て曰「請ふ數月を経て他の議會は來りて
愛蘭を公平所置すべし」と

第七節 グラッドストーン第四内閣

§千八百九十二年の改選
七月一日より十九日の間に行はれたる改選は左の結果を呈したり

自由黨	二百七十四人	三百五十五人
愛蘭自治黨	八十一人	
保守黨	二百六十九人	三百十五人
統一黨	四十六人	

此の度の當選者中には常に無き奇異の分子を見たり。倫敦の一選舉區たるパッ
ターシイよりは夫の演説職工にして千八百八十九年造船職工同盟罷工の張本た
るジョン・バルンスを出したり。同じ倫敦の他の選舉區より出したるナオロギは印
度人にして最初の變色議員なり。五年以前に一旦政界を辭したるチャールズ・ヂル
クもデインの代議士として再び現れたり。
最も注意すべきは自由黨の案外に少數なりしとなり、且自由黨の多數なるは愛蘭
及蘇格蘭の議員ある故にして此等を除けば英吉利本部に於ては統一黨の聯合は
尙ほ七十一の多數なりき故に苟も事の英吉利本土に關係する者は一も實行する
とを得ざりき。

統一黨は愛蘭事件に關しては少數なるも上院と聯絡を通し、現在の制度に急變を
來たす改良案は必ず上院をして反對せしめたり。

○愛蘭自治法案

クラッドストーンは更に一種の愛蘭自治案を提出したり。即ち愛蘭に愛蘭國會を開設するも其權力を極めて限縮し、而して英國々會にも愛蘭より八十名の代議士を選出せしむるの制なり新自治案は討議に八十二日間を要し其の間に随分花々しき激戦もありたる未終に四十名の多數を以て可決したり、然るに上院に至り四十一に對する四百十九の大々の多數を以て否決したり此の外に政府は一般人民を喜はしむる爲め民権的法律案を提出したり、即ち千八百九十三年の會期には『職工負傷の場合に於ける負傷責任法案』及び『無資力代議士に歳費を支給する法案』選舉期日を全國同日(日曜)とし連記投票を廢止し並に三箇月間居住したる者は選舉權を行ふことを得とする選舉法改正案、ウェールズに於て國教と國家とを分離する法案、土地に改良を加へたる小作人には賠償を給する法案を提出し又翌年には、一日の鐵業労働時間を八時間以下とする法律案を提出し、庶民院に於て可決したるも貴族院は悉く之を否決し又は修正したり。

議會のクリスマス休暇中クラッドストーンは例の如くピアリッツに至り、二月再び

歸りて職を取れり、其のピアリッツに在るヤホルモールガセットは首相政界を辭するの意ありと述べたり、然れども又其の事實無根を報する者ありしを以て社會は半信半疑なりしが、二月の後に至り庶民院の可決したる『寺區會法律案』を上院に於て甚しく修正したるよりクラッドストンの意は終に決せり。彼れ三月一日を以て貴族院の修正に對する可否の説を述べ、其の或る者は到底承認す可らざる所以を辯じ、更に進て一般に立法上に於ける貴族院の措置に及び、此の如きは最も重大なる憲法上の問題を起す者なりと論し、言て曰

"In our judgment this state of things cannot continue... For me my duty terminates with calling the attention of this house to a fact which it is really impossible to set aside. — that we are considering a part, an essential and inseparable part of a question enormously large, a question which has become profoundly a truth, a question that will demand a settlement from the highest authority."

之を聽し者は誰も是れクラッドストンの告別演説なりとは思はざりしなり、然れども實際に於て告別演説たりしなり、而して此の時若し直に貴族院に對し戦端を

開かむと欲せば一旦解散して國民に訴へ憲法問題を惹起すと容易なりしに此事に出でさりしは閣僚の一致を缺きたるに因ると云ふ。

○ロイズベリー卿總理

クラットストン辭職したり而して翁に次て總理たるの候補者は貴族院議員中に
てロイズベリー卿、リツボン卿、キンパーレー卿あり、中にもロイズベリー卿の呼聲
最も高し故に女皇は卿に首相を命じ賜へり、ロイズベリー卿は才識俱に高し、然れ
ども曾て庶民院を経歴せさりしに因り喪ふ所少なからず。時に下院にはサルウ
イリヤム、バークール、ジョン、モーレー、アスキースの名士あり、就中バークールの経歴
は赫々觀る可きあり、蓋世の政治家たる技能は十分に備はりたるを以て或は彼
れを總理に擬する者ありしと雖も、其の敏腕家たる丈けに政敵も多きに依り遂に
下院指導者たるに決したり。他の二士に至りては尙ほ年數に於て及ばざる所あ
り。

○貴族院改造論

貴族院は千八百三十二年に於て選舉法改正に反對したる以來久しく重大の問題

に就き獨立して庶民院の多數に抗するの地位を取らさりしが、今や愛蘭自治政及
一切民権的法律案に對し反對の地位を取るに至りしは固より容易ならざる變動
なり。女皇即位以來新に貴族に列せられたる者三百人を下らす然れども平生は
議事に熱心ならず、缺席者常に多かりしに、今や平民的變更に反對して一新活氣を
有せり。

ソールスベリーはクラットストンの遺志を繼て斷然決心する所あり、議會に向て愛
蘭自治に先き立ち先づ英蘭の改造を要す、故に政府は憲法改正を要求するの決議
案を提出すへき旨を明言したり。憲法改正に就きては所謂 Mendonand 改むるか止
むるか論盛なりき、即ち貴族院の組織に十分の改良を加へて時勢に適せしむる
か、然らざれば之を全廢して一院制と爲すへしとの論なり。然れども自由黨の大
体は全廢説を取らず之を選舉組織にするか、然らざれば庶民院の通過せしめたる
法律案を全然否決するの權を廢するを以て満足したり。然れども此の重大の問
題は此の内閣の下に於て一定の結果を生せさりき。

○内閣微弱

ロースベリー内閣が貴族院改正の大問題に對し如何ともする能はざりし所以の者は他無し、勢力微弱なればなり、即ち該内閣は議院に多數を有したるも前述の如く其の多數は愛蘭及蘇格蘭の代議士に因るものにして英國本部の代議士中にては少數なりしと上述の如し、加之ロースベリー威力弱くして閣員を指揮するに足らず、互に他を制するの力無く又他を制するの力なき有様なりき。之を以て眞に價値ある議題は一も顯はれ來らず、却てシダラナキ議件の爲め連日爭議するの光景を呈したり。例へばオリヴァー・クロムウエルの爲めウェストミンスター宮城内に像を建築すへきや否やの如きは最大問題なりき。クロムウエルは現に何年間英吉利を支配したるに相違なし、然れども之を歴代の王と同列に置かむとするに至りては固より議論の種ならざるを得ざりき且愛蘭人は歴史に於て特にクロムウエルを憎む所以のものありしに因り終に此議も成立せざりしは自然の勢なり。

○寺區會法及進級稅法

ロースベリー内閣の唯一の功績は前に述べたる寺區會法の制定なりき。貴族院の加へたる修正の或るものは之を拒否したるも大體に於て兩院の協議成立し終

に法律と成りたり、即ち人口三百人以上の寺區は其の納稅者中より互選して會議を組織し、公共事業を議せしむるの法なり。此の法律は千八百八十八年の地方會法を補充する者にして是に至り英國村民は始めて眞の自治機關を得たり。自治制は元と英吉利より起ると雖も皆貴族的自治制なりき。即ち治安判事及寺區僧官は皆地方貴族の機關なりき、而して今や純粹の自治は始まれり。

又茲に一の注目すべき事件は此の時始めて社會黨主義の稅法が英吉利に行はれたると是れなり。即ち千八百九十四年の議會に於て遺産相續稅法を提出するに當り、ウイリアム・ハルキールは始めて新主義の計算法を主張し、首相ロースベリーの反對したるに拘らず終に政府案として提出するに至らしめたるはハルキールの最大事業にして又財政府の一大革新なり。從來の稅法は總へて納稅の義務は收入の多寡に比例せしめたり。即ち一年五百磅の收入ある者も一年五万磅の收入ある者と同じ比例にて出金せざるを得ざりき、然れども五万磅中より其の二分を拂ふと五百磅中より其の二分を拂ふとは難易の上に大差あり、故にハルキールは收入の多きに從て割合に多く拂はしむるの法律を取れり、是れ社會黨主義に向て

爲したる一大進歩なり。

○内閣辭職

千八百九十四年六月セント、ジョシ、フロドリクなる一議員より陸軍の準備中、コルダイト不足するを以て政府を非難する旨の動議を提出せり。此の如きは實に尋常の事にして何人も此の如き小事件の爲に内閣を動かすへきものと思はず、議員の多くは「コルダイト」の何たるやも知らざりき故に決議に至りて少しも議員呼集めに盡力せざりしか僅に七名の多数にて動議成立しぬ。動議成立するも世間は尙何事も此の如き小事件より起らざるへしと想像せり、然れとも陸軍大臣カムプベル、パンナルマンは此の如き事情の下に於て勤続し難しと申出て遂に廿四日を以て總辭職を發表するに至れり。其の實内閣は内外に於て種々の困難なる事情あり到底切抜けの望絶へたるに因る。

第八節 ソールスベリー第三内閣

○新内閣組織

ソールスベリー侯入て内閣を組織し、總理大臣を以て外務大臣を兼ね、チャンペレ

ーン殖民大臣と成り、バルフォールは大藏總裁を以て下院指導者と成り、サルミセル、ヒクスピーチ大藏大臣と成り、(サルシノン)ゴルスト教育副委員長(文部大臣に該當す)と成り、アーサル、バルフォールの弟ゼラルド、バルフォール愛蘭大守輔長と成る。

○自由黨はロイズベリー卿總理と成りたるも實力なく、権力はウイリヤム、ハルクト一人に歸したり、ハルクトは議會に於て盛に反對政略を講し、終に初年の議會に於て政府をして一事を爲すとを得さらしめたり。然れども實際に於てハルクト自ら總理と成りて自由黨を指揮するは難し。何となれば彼れの始て實行したる進級納税主義は近年の一大改革たるに相違なきも爲めに資本社會に大なる政敵を買ひ、バルフォールの實權を得るとを飽くまで防止せむと決心する者多ければなり。

政府は始め教育法案を提出したり、是れ國家の補助を宗教に關係なき小學校のみに限るへきや否の問題なり。而してハルクトは熱心妨害し、政府は他に大事件多き爲めに衝突を促進せざる爲め中途にして法案を撤回したり。

○千八百九十五年改選

政府は前内閣の失敗に依り十分の多数を得へき望あるを以て自由黨の反對の効力を減する爲め改選を行ひたるに左の結果を得たり。

保守黨	三百四十人
統一黨	四百一十一人
自由黨及急進黨	百七十七人
愛蘭自治黨	八十二人
	二百五十九人

保守黨は他黨と聯合せざるも既に多數なり然れども統一黨聯合は既に幾年の習慣と成れるに依り此の度も聯合内閣を組織したり。

第二章 アルメニヤ事件

第一節 アルメニヤ人

アルメニヤは中古におひて土耳其の爲め征服せられたる耶蘇教民族の一にして自ら稱して「ハイ」と云ひ其の國を稱して「ハイヤスタン」と云ふ即ちセント・グレゴリの敎化以來基督教を奉し又「クレコリアン」の名あり現今の名稱は小亞細亞の一部たるアルミニヤより來りしに相違なきも今は土耳其露西亞波斯に散在し唯た言語と宗教と歴史の統一あるのみなり。現在彼等の最も多く居住する所は小

亞細亞のアナトリア地方なり然れどもアナトリアなる一村一郡はアルメニヤ人の專占する所に非ず土耳其人即ち回々教人と雜居するものにして就中クルド人及サルカシヤ人と稱する野蠻なる回教民族雜居せり。

第二節 土耳其政府とアルメニヤ人

此等の人民は代々久しく土耳其政府の逆待し慘酷收斂せられたる所なりしも始は歐洲列國中曾て之を顧みるとあらざりき。然るに露西亞及英吉利か土耳其に對する權力の争ひは同國內に在る基督教徒を保護するを以て干涉の理由と爲すに至りしより此の問題は始て歐洲外交史上に顯はるゝに至れり。露土戦争の前後に於て露西亞はバルガン半島に於ける基督教徒即ちアルガリヤ人ルーマニヤ人等保護者たらむとするに對し英吉利は小亞細亞に於ける基督教徒の保護者たる地位に立たむとを主張したる所以のもの其の表面上の理由は宗教に關すと雖も其の裏面に於ける政治上の理由に二あり第一は露國のコーカサス州より廻て亞細亞土耳其に侵入するを防止するに在り第二は裏海よりエルゼルム、ベアヂットを経て波斯に入るカラヴァン道を保全せむとするに在り。此の街道は千八百四

十年以來マンチエスターに一廓を爲して居住するアルメニヤ商人が英國製造の木綿類を以て土耳其及波斯に賣捌き亞細亞の中心迄も賣廣むるの要路なりき。是を以て始めサンステファン和約第十九條及第二十條を以てベヤヂット附近を露國に割與し露國をして此の街道を制し關稅を課するの權を保護せしめむとするや英國は通商上の利益の爲めに極力反對し伯林條約に至り此の地方を土耳其に返附せしめたるはチスレイリ功勳の一點なりき。

第三節 歐洲列國とアルメニヤ改良

英吉利は伯林會議に先き立つ數日サイプルス島占領に關し締結したる條約に於て此の占領の理由として亞細亞土耳其の基督教徒を保護するを規定したり、即ち曰

而して伯林條約第六十一條を以て規定して曰

土耳其政府は遲滯なくアルメニヤ人の居住する地方の情況に依り必要とする改良及改革を實行しサルカシア人及クルド人に對し彼等の完全を保護すへきと企圖す。

同政府は此の目的の爲め施す手段を列國に通知して其の監視に任すべし。

是を以て列國(獨逸、佛、英、伊、露)は土耳其がアルメニヤ人の情況を改良するとに對し連帶して監督者の地位に立ち英吉利はサイプルス島の占領は他の列國に對して異なる保障の義務を取るものなり。

然るに土耳其は久しく改良の實を擧げず地方官吏は前日の如くアルメニヤ人を虐待するに放任したり。裁判は公平を缺き官吏は賄賂を貪り而してアルメニヤ人の爲めに國境を防禦する目的を以て置かれたるハールド人の聯隊の如きも唯た徒にアルメニヤ人に向て掠奪を行ふを以て事としたり。

千八百八十五年の頃より歐洲列國の間にアルメニヤ運動始まり終には外交上の一事件と爲りし次第は君士坦丁堡駐在佛國大使カンボンより千八百九十四年二月廿日付を以て佛國內閣總理カシモールベリエに送りたる公信に詳なり。モル

ム通俗東歐問題
第八七頁以下

第四節 サスン慘殺

極東の天地に於て日清戦争の方に耐なる頃即ち千八百九十四年十一月に歐洲の社會はサスン慘殺事件の報に接して爲に激動せり。サスンSassunは小亞細亞ワ

湖の東南に位しヒトリス Bilis 及 ムース Mousouh に近き村落なり。此の村落に於て同年八月中土耳其格の收税官吏と住民との争鬪より事起りて村民を制する爲め派遣したる正規兵と之に應援せる不正規兵即ち蠻族兵と合して殺戮を逞し、サスン及附近地方に於て三十四個村を掠奪し、燒盡したるものゝ如し。兵士は寺院に避難せる群民を慘殺し、堂宇を焼きたり。始め土耳其格政府は此の出来事を以てアルメニヤ人が歐洲諸國の煽動に原因する獨立の運動に歸せむとしたり、然とも稀れに殺害を免れて外國に脱走したる者より希臘、佛蘭西、英吉利に在るアルメニヤ人に事實を傳へ、彼等より一般社會に傳へて世間の同情を買ひしのみならず、英國の有力政治家及國會議員より成れる英吉利、アルメニヤ協會は同年十二月に至る覺書を作りて之を英國政府及倫敦駐在の各國大使に提出したり。

君士坦丁堡駐在英國大使サルフィリア、クリー Vir Philip Curris は千八百九十四年九月の末つかた既に慘殺ありしと傳ふる地方に領事官を置く件を土耳其格政府に向けて要求したり。然れども土耳其格政府は之に應せず、該地方にはコレラ流行し外人の住居に適せずと。クリー大使はさらに大使館附武官を派遣して實地を檢せし

めむと申したり、是に於て土耳其格政府は之れを止むる爲め自ら委員を派遣し調査せしむるとに決定せり、然るに土耳其格新聞の報道する所に依れば此の委員の職務は、アルメニヤ人の革命的運動及亂暴の事實を調査するに在りて土耳其格軍隊の所行に及はず、仍て英國も今は尋常の外交手段にて到底満足の結果を得へからざるを覺悟せり。

英國政府はサイプルス條約に依り自ら主動者と成り、他の五大強國に向て聯合干渉を促したり。佛蘭西、露西亞、伊太利は是れに應したり、然とも獨逸と奧太利は拒みぬ、殊に獨逸は茲に再び東歐問題を惹起し來たるを好まずと云ふを以て其理由とせり。四國は土耳其格政府に向て土耳其格官吏と四國の領事とを以て混成委員を組織し事實を調査せしめむとを要求し、辛して同意を得たり。又領事は永く任地を去る可からざるを以て代理者を現行地に派遣するの同意を得たり。伊太利は新にエルセラウムに領事を派遣し以て此の事務に與らむとしたるも土耳其格政府は認可狀を交付せざりし爲め期に後れたり、故に伊太利は獨逸と俱に傍觀の地位に移れり。土耳其格より委員四名を出たし、英領事の代理としてシブレイ Shipley

佛領事の代理としてウィーバー Dilbert 露領事の代理としてピレウアルスキ Prejoubiski 赴けり。英と露とは直接に利害の關係を有し、佛は中立の地位に在る故に必要に應じて分離し以て兩競争者の間に權衡を保つとを得たり。

三國の干渉は唯た先づ公平に事實を調査せしむるに止まれり、然るに猶ほ土耳其政府は百方手を盡して委員の事業を妨げむとせり。千八百九十五年の一月には土耳其新聞紙をしてアルメニヤ人の革命的運動を記載せしめ、只管公衆をして騒動の原因はアルメニヤ人の官憲に反抗せむとしたるに在るを信せしめむとしたり。又土耳其の地方官吏は證據人の委員の召喚に應ずるを妨げ、會出頭する者も後難の其の身に及はむとを恐れて口を緘じ、事實を口供せざるに至らしめたり、依て三國委員より各其の大使に具申し、大使より土耳其政府に嚴談し、嚴に三月十三日クランドヴァイチェルより命令を發して此の如き不正行爲を禁するに至れり。然るに證據人の故障止みたるとき、次に通辯人に故障を生じ、三國委員は通辯官の通譯其の正實に非ざるを認め、大使に具申し、大使より土耳其政府に嚴談し、其の應せざるに於て再參反覆し、遂に信用すへき高級通譯官一名を君士坦丁堡より派遣

すると、成れり。

サスン慘殺事實調査委員は必要なる準備の具へるを竣ちて各地を巡回して四月間調査に従事し、七月廿日付を以て大部の報告書を提出したり。此の報告書は千八百九十六年一月廿八日を以て英國政府より議會に提出したる「ブル、ブク」に全文を載せたり。

此の報告書に於ても土耳其格派遣の委員は勉めて本國の爲め不利なる口供を得ることを避けむとしたる事實は明瞭なり、即ち彼等か信用すへき證據人と認むる者は孰れも同一の口供を爲し、他を知らすと云へり、即ち前以て説諭せられたる者なり、而して會、異なる陳述を爲す者あれば土耳其格委員は之に信用を置くことを拒み、是れアルメニヤ人と同通して態さと事實を曲げ以て外國の干渉を引かむとするの嫌疑ある者なりと主張せり。

事情此の如くなりしを以て眞實の事實を知るとは難かりしと雖も、猶ほ左の要領を得たり。同、土曆千八百九十四年八月十二日より九月四日に至る三週間に於て土耳其格の野蠻兵サブチエ人及クルド人はアルメニヤ人に會ふ毎に男女老幼の

別なく之を殺戮し又は奴隸に賣りたり。殺戮に遇ひたる者サスン地方に於て九百人を下らず、其の他處に難を避けて殺害せられたる者の數は明瞭ならず、唯た幸にして土地に山谷多く避隱に便なる爲め、其の數は多からざるを得たり。又家屋の損害も輕少ならず、調査委員は暴行の翌年五月を以てサスン地方を巡視したるに多くの村落は破壊せられ、ケリエクザン *Qelégüvan* より、タロリ *Talori* に至る一國の地は亂暴の痕跡を止め、又屍體を井中に投したる者少からず。

三國の委員は此等の亂暴に及ひたる原因を確知せむと試みたるも、土耳其派遣の委員は百方力を盡して之を妨けたり。土耳其委員の言に依れば、アルメニヤ人に於て獨立せむと欲して土耳其兵士に反抗したるものなりと而してアルメニヤ人のクルド人を殺害したる事實二十四件を提出したるも、確證ある者は六件に過ぎず、又假りに悉皆事實なりとするも爲めに全地方に對し此の如き暴虐を行ふの不可なるは論なし。又土耳其委員はアルメニヤ人か土耳其官吏の命に抗して租税を拂はさると既に數年に及ふと云へり、然れどもアルメニヤ人の口供に依れば年々クルド人來りて重税を課し、若し應せざる時は家を焼き家畜を奪ひ去るに

困り重ねて土耳其政府にも納税すると能はさるなりと。孰れにしても土耳其官吏の責任は免る可からざるなり。

又同し八月の十二日にはエルヂンキアン *Lyinghan* 及タルス *Torse* の地方にも亂暴あり、土耳其兵士は數村を掠奪破壊したる事實を確めたり。

第二部 奥匈君主國

第一章 總論

第一節 地理人種言語

奥太利皇帝の正式の稱號は奥太利皇帝匈牙利及ボヘミヤ王、ダルマシヤ、クロアシヤ、スラヴニヤ、ガリシヤ、及ロドメリチ、及イリリヤ王、ゼルサレム王、奥太利大公、トスカナ及クラカウ大公、ロートリングン公、ザルツブルク、ケルンテン、クレイン及プロヴィナ公、シーベニフルヂン大公、シユレツヤ公、モデナ、バルマ、ピヤセンサ、ガスタラ公、ハプスブルク、メーレン侯及チロル伯、イスツリヤ伯等なり。以て其の領土の成分の甚だ錯雜なるを知るべし。

奥匈君主國は決して地理上に於て井然たる一區畫を爲せるに非ず、ダニウフ河を以て其の本據とするもダニウフは獨り奥匈國を濶くに非ず、上は獨逸より起りて下は塞耳維、拉馬尼、勃牙利を流通し、黒海に入れり。且又領土の一部はアルプウイステニール、エヘル、アチーアの河孟に跨れり。又山脈の周く其領土を圍繞するものあるに非ず、東北東南にカルパシヤン山脈あるもプロヴィナ、ガリシヤ、シレシヤ

は其の外部に位して獨逸及露國の方面より來る襲撃に露出し、西南にアルプス山あるもイスツリヤは其の壁外に位し、而してボヘミヤは四方崇山を以て境し、別に自然の一國を爲せり。

此の如く地理上の境界甚だ不規則なるに加へて人種も亦錯雜せり。人口大約四千〇五万にして左の各種を包含せり。

スラヴカニヤ人種	一九、三〇〇、〇〇〇人
内譯 チェツク	三、五〇〇、〇〇〇人
スロヴァツク人	二、七〇〇、〇〇〇
登蘭人	三、五〇〇、〇〇〇
ルーテニヤ人	三、四〇〇、〇〇〇
スロヴァーニ人	一、二〇〇、〇〇〇
塞耳維ク、ロアシヤ人	三、〇〇〇、〇〇〇
獨逸人	九、〇〇〇、〇〇〇
マシヤール人	七、〇〇〇、〇〇〇
拉馬尼人	三、〇〇〇、〇〇〇
猶太人	一、五〇〇、〇〇〇
伊太利及拉匈人	七〇〇、〇〇〇

此の如く、半數は露國人と其の人種を同ふするスラヴオニヤ人種にして、帝出と出處を一にする獨逸人は四分の一に及はざるなり。

人種の錯雜此の如くなるを以て國語の錯雜も亦實に甚しく、同一語源の轉化に非ずして全く語脈を異にする言語數多行はれ、各地方に於て文學、言語、新聞雜誌の用語を異にせり、其の重なるものを獨逸語、匈牙利語、堡蘭語、ポヘシヤ語、ルーテニヤ語、スロウエーン語、塞耳比クロアシヤ語、伊太利及拉甸語、拉馬尼語とす。

第二節 領土の成分

現在埃匈君主國の包括する地方は之を獨立して一國を爲し又は獨立の一國に附庸したる地方にしてハプスブルク家代々の君主の爲に征服若くは合併せられたるものなり、而して今日に於ても歴史上より自ら分れて左の四部を有し、政治上に於ても此の區分を維持して國民の生活上の情勢に其の影響を及ぼせり。

(甲) 埃太利本部

埃太利本部は又之を世襲諸州と云ふ。埃太利伯の舊領を中心としてスチリヤ、カリンシヤ、イストツリヤ等の十州あり、其の中牀は獨逸人種なるもユラウニヤ、人伊太

利人混入せり。

(乙) 匈牙利國

今の匈牙利は之をセント、エチヤシ王領と稱し、舊匈牙利國、ワランシルヴァニア州、クロアシヤ州及塞耳比州の四部より成る。昔ヴェニシヤ共和国の領地たりしが、居る所なりと雖今は、匈牙利本部の主牀はマヂヤール人種なり、然れとも就中西部に獨逸人多く居り、又西北のモクヴァニヤに接する部分は専らユスラヴオニヤ人種の一部族なるスロヴヅツク人の居る所なり。ツランシルヴァニヤの主牀は拉馬尼人にして希臘正教を奉するも匈牙利より來りしマヂヤール人並に數百年前に移住したる獨逸人ありて新教を奉す、クロアシヤ州はクロアシヤ人の居る所にして加特力宗なり。

此の如く人種も言語の異なる各地を統括して獨逸民種の權下に置き、政府及軍隊に於て獨逸語を使用するは專制時代に於て造作したる人工的團結に基つくものにして國民的精神の盛なる今日に保續し難きは固より其の處なり。

(丙) ポシヤ州

ボヘミヤ王國の後にしてボヘミヤ、モラヴィヤ、シレシヤの三州より成る、主體はチェツク人にしてスラヴォニク人種なり。然れども都會には獨逸人多く又獨逸帝國に境を接する部分は殆ど全く獨逸化せられたり。

(丁) ガリシヤ州

是れ古の堡蘭王國の一部分にして之にアコヴィナの州を添へたり、アコヴィナは之とモルダヴィヤの一州にして拉馬尼より割きたるものなり。ガリシヤはスラヴィニク人種なるも東西二部に分る。東部は曾て露國の征服を被りたる部分にして堡蘭人カ加特は唯た一族あるのみ一般人民はルテニオ人にして希臘一致教を奉す西部は皆堡蘭人にして加特力宗を奉す。アコヴィナは拉馬尼人なり。

(戊) ロンバルヂー、ヴェニシヤ

右の外に一八一五年維納會議の決議に依り埃太利に合併したる伊太利北部のロンバルヂー、ヴェニシヤ王國あり其の人民は純然たる伊太利人にして埃太利は軍隊を置て之を抑制したり。

第二節 君主及政治

埃太利家は元と獨逸の一伯にして一二七二年に獨逸皇帝に選舉せられたるハプスブルグ伯ルドルフより出づ、子孫多く皇帝に選舉せられ、世代を追て領土を擴張し第二十三代にして、男系斷絶し、皇帝カール二世の女マリヤテレサ位に即き、ローン、ダスカニール公フランスツと結婚し、兩家の所領を合し、ハプスブルグ、ローン統を開く、女子の故を以て獨逸皇帝の位に登らずと雖獨逸各邦の間に在りて最も強大なり。一七八〇年マリヤ、テレサ崩し子セヨセフ二世繼て立ちて獨逸皇帝に選舉せられ、一七九〇年セヨセフ二世崩して弟レオポルド二世之に繼ぎ、一七九二年レオポルド二世崩してフランスツ第一世之に繼ぎ一八三五年まで位に在り。フランスツ第一世はフランスツ第二世として獨逸皇帝の位に即き、革命の軍に抗し、屢ナポレオンと戦て利なく、其の或は獨逸皇帝の位を奪はれむことを慮り、一八〇四年別に自家所領を以て埃太利帝國を建設し其の帝位に登りボヘミヤ王及匈牙利王を兼ね埃匈君主國此に始まる。されは埃太利家は古しと雖埃太利帝國は極めて新し。一八〇五年十二月二十六日プレスアルクの和約に於てナポレオン獨逸諸邦を割きて自家の權下に置き、翌年フランスツ第一世獨逸皇帝の位を辭

す。フランス第一世四たひ婚姻して一門繁殖す、今の君家は皆其の子孫なり。フランス第一世崩して子フェルチナンド第一世之に継ぎ、一八四八年十二月二日フェルチナンド第一世位を従弟フランスヨセフに譲る今の奥太利皇帝匈牙利國王陛下是れなり。

最近時の記事に移る前に先つナポレオン戦争以後一八六七年の改革に至るまでの歴史を畧述せむとす。

第四節 一メルテルニヒの専制主義

フランス一世の普魯西、露西、亞英吉利と軍を合してナポレオンを伐つや、聯合四國の中にて最も有力なりしは奥太利にして露國の歴山第一世と相並ひて一時歐洲の大勢を指揮するを得たり、故に先つ當時に於ける維納朝廷の形勢よりして述べさへからず。

フランス一世は歴史に穩順寛仁の名ありと雖其の政体に関する思想に於ては全く専制權力に心酔し、其の意志に反する者を遇する甚だ嚴酷にして曾て國民の開發に心を用ゐず、改革を忌み嫌ふこと甚しく、其の帝國を大厦の老朽して之に修繕を加へむとすれば必らず壞落するに比したり。

皇帝は大臣及各部高等參議會の補翼に依り國政を行ひたり。宰相メッテルニヒは獨逸西部の貴族にして元と外務大臣なるも其の權力の大なる爲に亦内政を指揮したり。メッテルニヒは老練の權謀外交家にして文學あり人に接する温厚にして會話を善くし、自家の保守的思想を建設して以て治國の大義と爲めし、絶へず革命に抗するの必要を設くと雖其の實は一切の變革に反抗し、専制に對するの障礙を豫防せむとしたるに外ならず。外政に於ては列國に干涉して専制政府を援け、内政に於ては舊來の政体を維持するを以て革命に抗するの手段と爲したり。

維納に於ける中央政府は各省長官を以て組織したる内閣と、一部州縣の治務に關する參議會とより成立したり。中心に宮中内閣ありて外交、警察及財政を司り、外にボヘミヤ及ガリシヤ内閣、奥太利及イリリヤ内閣、ロンバルチー、ヴェニシヤ王國內閣あり、又別に匈牙利參議會、ツランシルヴァニア參議會、軍事參議會、歲計參謀會等ありたり。總へて此等の機關をして一致運轉せしむるため一八一四年に一の會議コンフェレンスを起し、事ある毎に關係の行政長官と皇帝の信任する參議官とを相集まりて評議

せしめたり、而してフエルチナンブ第一世に至り、全國に渉る内閣會議を常設したり。政治機關此の如く錯雜せるか故に、互に他の自由行動を妨害し、互に他の各部機關に照會したる上に非されは事を決せさりしを以て事務の遲滯は、誠に著しきものありき、而して又毫も施政を監督する所以のものなく、政府は歲計豫算、決算を表出する義務なく、又輿論に咎めらるゝの恐なきを以て機密の裏に專制の政を行ひたり。一八一四年以來毎年歳入缺乏したり、然れとも臨時支出の爲に起す所の公債の殘額を以て支辨したるか故に何人も不足と知るものあらざりき。

地方政治は地方官と地方會議とに依り、之を行へり、然れとも其の地方會議は唯た課税の分配法を定むるの權利あるのみ、課税を拒絶削減するの權利なく、其の地方の貴族と二三市府の總代とを以て之を組織したり。

政治の主義は總へて改革を促すの運動を制止するに在りたるを以て政府は人民をして政治に與らしめず、政治を論議し、思念することをも制止するため、檢閱及秘密警察を行ひたり。(一)檢閱は法律を以て標準を定めず、檢閱官の專斷を以て之を行はしめ、演劇より著述及新聞雜誌に及ぼしたり。概して政治を論議する著述を

禁し、又外國より政治書の輸入を禁したり。ハラムの著述の如きも禁書の一なりき。(二)秘密警察は各外國人教授學生の舉動を視察し、講堂に探偵を容れ、又圖書館に命じて各教授の借覽する書籍を届出てしむるに至れり。各種の集會を嚴禁し、一八一九年には會則の穩當ならざる爲に瑞西人の設立したる歴史及教育學の協會に解散を命じ、會員を捕へて十箇月間禁錮したる後追放したり。一八二〇年には戯畫を弄ひたる爲に小説家、畫工、音樂師より成れる風流會員を處罰したり。郵便は私信を開披して之を檢閲するの制を設け、内國人の旅券を携帶せしめて外國に出づるを禁し、而して容易に旅券を下附せざりき。宗教は加特力宗を以て國教とし、政府人民に向て其の信仰を強迫し、僧侶をして學生を監督せしめたり。加特力宗以外の信教は之を禁制せずと雖、其の信徒は官職公務に就くことを得ず、又特許を得る、~~非~~されは學位及市公民權を收得し、不動産を所有することを得ざりき。メッテルニヒは民を革命の迷路に陥れしめざるを名として上述の如き壓制を行ひたるに代へて萃美歡樂を以て市民を慰めたり。維納は遊樂の叢源なりき。

第五節 各地方の自由運動

(甲) 埃太利本部の民権運動

埃太利本部に於ては貴族の特権を維持し、貴族は兵役の義務なく又通常裁判所の管轄に屬せず、文武官に任用せらるゝの權利を専有し、又貴族にして始めて貴族に屬する地所を收得することを得たり。彼等は其の領地に對し警察裁判及工業監督を行ふの特権を有したり。農民は領主たる貴族の土地を小作し、其の領主の裁判管轄に復したり。

埃太利本部は政府も人民も共に獨逸民種に屬するを以て他の地方に於ての如く人種獨立の運動は起らざりしも自由民權の運動は起りたり。フランス一世は一八三五年に崩し、嗣子フェルヂナンドは白痴にして政治に堪へず、而してメッテルニヒも亦老衰して耳聾し、政務を怠りたるに因り專制の機關及制度は尙ほ備はりたるも其の運用亦舊の如くならず、官吏は禁制を嚴にして平地に波瀾を起さむよりも寧ろ事を黙過するに至れり。是に於て或は政治を論ずる新聞紙を刊行し、經書小説等の上包として之を頒布するものあり、就中國境警察の緩みたる結果として獨逸及佛蘭西より政治上の印刷物を輸入したるに因り自由民權の思想を傳播し

たり。貴族學生及市民は立憲政體と印刷の自由とを渴望するに至れり。初め教育は全く新奇の學風を排し、中學は僧侶の手に在りて僅に拉甸文學を教授するのみ、大學は法學を主とし、其の他の諸科に及はざりしか民間に於ては獨學を以て、今世の諸學を修むる者盛に輩出せり。

(乙) 匈牙利の民權及人種獨立運動

匈牙利州はマリア、テレサの當時に於て埃太利と君位合一を成せし以來別に憲法を有し、五十五縣に各縣會ありて其縣下を支配し、三年に一回國會を召集するの制なりき。縣會は其縣下の貴族のみを以て之を組織し、定時に集會して縣の官吏裁判官、收稅官を選挙したり。國會は上下兩院あり、上院は大貴族の世襲議員より成り、下院は各縣の小貴族中より選出したる代表者二名合計百全國各市を代表する議員二名、及クローアシャ王國議會の派遣院を以て組織したり。此の如く政權は全く貴族に歸し、人民は只貴族の領地を小作し、國稅を負擔し、兵役に服せしめられたり。一八三〇年以後匈牙利に於て政治上の運動起り、改革黨は縣會並に國會に於て顯はれたり。一八三二年の國會に於て多數は匈牙利の爲に別に政府を組織し、埃帝

の匈王として國內に行在すること更に頻回ならむを希望し、國會を獨逸民種の市府たる國境附近のケレスナルクに開くことを止めて國の中央に位する純然たる匈牙利人の市府ベストに開き拉匈語に代へてマチャール語を以て官語とせむことを要求したり。憲法問題に關しては保守改新の二派あり、改新論者は專制の弊を擧げて印刷の自由及其他の自由制度を設くるの案を提出したりし、政府は世襲議員をして之を否決せしめたり。然れども此の時より政府は漸次マチャール語を以て官語とするに同意し、又貴族も庶民と均しくベストよりダニウア河を横きる橋税を拂ふこととなりしは貴族の特權を被るの發端なりき。時に一國會議員の書記にコストト *Cossuth* なる少年あり、マチャール語を以て政治新聞を刊行して捕縛せられ未決監に呻吟すること二年にして有罪の宣告を受け、直に特赦せられたるより大に人望を博し、政府反對黨の首領と爲り、一切貴族の特權を廢し、年々國會をベストに開きて毎三年其の議員を改選せむことを主張したり。然れども一八三九年、一八四二年及一八四四年に開かれたる國會に於て世襲議員は頑として各種の改革案を却け各縣の小貴族も亦其の代表者に訓令して特權を保護せしめ

たり。是れよりコストトは地方民權黨を組織し其の豊朗なる大聲を以て得意の雄辯を振ひ各地に於て盛に黨員を募りたり。

クロアシヤにても一八三六年以後文學的獨立運動起り、クロアシヤ、エスクラヴァニヤ及びダルコシヤを一團としてイリリヤ國民を起すの企ありしか、彼等は政治の機關を有せず、唯た知事の在留地たるアクラムに開く地方會議より匈牙利の國會に派遣員を出たすに止まりたるを以て奧太利並に匈牙利の爲に抑制せられたり。

(丙) ポヘミヤ州の民權及人種獨立運動

ポヘミヤ州に於ける運動は大に其の趣を異にし、文學的人種獨立運動より起りて露國崇拜主義と成れり。ポヘミヤ王國の一六二〇年に於て征服せられたるより以來獨逸語を以て政府並に社會の用語と爲し、文學、科學及上流社會に於ては皆之を用る固有のチェツク語は文學なき下等農民の用語と成れり。然るに一八一九年に於てポヘミヤの愛國者流はコニギンホーフの寺院に於て第十三世紀末の製作に係るチェツク語の讚歌集を發見したりと稱し、チェツク人も亦昔は一大國民にして完美なる文學を有したることを揚言し國民の獨立心を奮起せしめたり。諸所に

於てチェツク語の雜誌を發刊し、協會を組織する者あり、愛國者バラキーはボヘミヤ史を著したり。

然るにボヘミヤ民種の獨立を思ふと同時に其の愛國心は獨りボヘミヤを以て限界とせず、歐洲東部に於ては露西亞、堡蘭を始として同一民種及同一語脈に屬する民種實際に於て多數を占め其の居る所の國土も亦甚た廣大なれ、若し之を團結せは以て歐洲に雄飛するの一大國民と爲すこと難からずとの觀念を起すに至れり。此の觀念よりして起る所の運動をスラヴヱニヤ人種一統主義(Panslavism)と云ふ。ボヘミヤ人はスラヴヱニツク民種中最も文明したる者として自ら此の運動を指導するの地位を取りたり、然れとも同民種にして獨立の一國を爲せるものは獨り露國あるのみなりしを以て、露國を中心と仰き其の力に依り團結の大業を完成せむとするの念は始より勃興し、其の反動に因りて獨逸人及獨逸語を嫌忌し、從て埃太利朝廷に反對するの結果と成れり。

(丁) ガリシヤ州の獨立回復動搖

一八三一年クラカウに堡蘭王國再興の運動起る、而してクラカウは獨立共和國を

爲し、埃太利國境外に位すと雖埃國政府は其の動搖のガリシヤに波及せむことを恐れて一八三一年一旦之を占領し後撤退したり。

此の後一八四六年に至りガリシヤに動亂起り堡蘭貴族を以て堡蘭王國の獨立を回復せむと謀りたり、然れとも埃太利政府は農民をして其の領主たる貴族に反抗せしめ一兵を動かさずして鎮定することを得たり、仍て此の機會を以て露西亞及普魯西の同意を得てクラカウ小共和國を合併し堡蘭獨立の遺跡茲に全滅す。

(戊) ロンバルデー、ヴェニシヤの民權及獨立運動

埃太利は兵力を以てロンバルデー、ヴェニシヤを支配し人民は始より埃太利の統治に服せず、埃太利の營兵と交通を絶ち之を苦しめたり。婦人は交際社會に於て埃國將校と同席することを拒みたり、ロンバルデー、ヴェニシヤ人の埃太利行政に於て怨む所甚た多し。彼等は新聞紙の檢閲嚴重にして一も政治上の議論を發表すること許されざるを怨み、伊太利人の全く行政に參與するの權なきを怨み、各市町村に秘密探偵を置きて人民の動靜を視察するを怨み、就中財政上の負擔の甚た公平に戻るを怨みたり、即ち入府税を課し、又た酒類肉類及麵包に課税し煙草を專賣

したり。當時の計算に依れば伊太利人は塊匈君主國人口の八分の一を、超へざりしにかゝはらず、政府歳入の四分の一はロンバルデー、ヴェニツヤ人をして之に拂はしめたり。此の如き不公平を矯むる爲にハンバルデー、ヴェニツヤの愛國者は相約して喫煙を禁し、一八四八年一月二日ミラン市に於て何人に限らず巻煙草を口に喫煙しつゝ、公街を横行し、人民の石を投するを見て之を戮撃し殺傷あり、ペドロッパに於ても學生と兵士の間には煙草の争鬭あり。伊國領土の治め難き此の如し其の第一機會の生するを見て塊太利に叛く決して怪むに ちさるなり。

第一章 一八四八年の革命

第一節 塊太利の革命

一八四八年に至り獨逸人並に匈牙利人の獨立運動起り殆と同時にスラヴオニツク人種地方に動亂あり。

一八四八年佛國革命の報西歐に傳はるや維納市中に於て民權運動起り、書肆、會社、俱樂部及學生の團結より請願書を提出して教育宗教言論印刷の自由を切願し、又

年々の豫算を發表し、定期議會を召集せむことを請求せり。大臣會議は此の形勢を見て驚き、各地方の等族より總代を出たさしめ、政府の委員と協議せしめむとする旨を宣告したり。三月十五日總代王宮に集り、學生之に雷同して騷擾す、メツテルニヒ軍隊を動かして宮闕を守らむとす、群民之を聞て激昂し、メツテルニヒ打斃すを連呼して、動し、勢ひ猛烈なり、朝臣群民を慰むる爲にメツテルニヒに迫りて辭職せしむ。メツテルニヒ辭職し、假裝して英國に免る。

學生群民武装し、大學隊及護國軍を組織して權力を振ひ、民權防護中央委員を編制して維納を支配す。政府は敢て抵抗することを得ず、委員の要求に應じて印刷の自由を許し、國會を開設し、四月廿五日白耳義憲法を模範として憲法を發布す。人民は此の憲法に満足せず、更に政府に迫り、一般選舉に依り憲法構成會議を召集せしめむとす。皇帝チルルに避け、諸大臣維納に止まりて中央委員と交渉す、時に軍隊は伊太利鎮撫の爲に派遣せられ政府兵力なし、學生及市民市街に柵を構へて自ら備へ、秩序及民權維持の爲め、公民委員を組成す、諸大臣は人民の威勢に怖れて護國軍に市中の警備を委任す、是に於て護國軍は保安委員と爲る。皇帝はゼン大

公を名代として維納に派し多く自由主義の政治家を擧げて新政府を組織せしむ。一般投票を以て匈牙利を除く外帝國の各部より選出したる議員は七月廿二日を以て維納に來集せり。議員の中農民九十二名あり。議員は各、其の方語を以て演説するに因り各議案に就き譯を重ねて討議したり。獨逸種の議員は右黨を爲し、チェック種の議員は左黨を爲したり。農民議員の一人より一切貴族の特權を廢止するの案を提出し、一箇月の討論の未遂に舊役年貢の制並に貴族の裁判權を廢し、貴族の地所と他の地所との間に於ける差違を全廢したり。之を一八四八年の革命とす。

第二節 ロンバルデー、ヴェニシヤの獨立運動

埃太利はラデツキー元帥を派してロンバルデー、ヴェニシヤを治めしむラデツキーは武斷政略を以て人民を威嚇し、市街公園に大砲を据ゑて騷擾に備へ、不穩の舉動ある者は直に捕縛して軍法會議に附す。一八四八年一月煙草の争鬭あり、尋てシシリ王国に民權運動起り、二月佛國革命あり、三月十三日維納に革命運動の起るを見、伊太利人は四日の後直に事を起したり。三月十七日ミラン市民は埃軍に

抗し、地方人民雲集して之に應じ、五日の後三月二十二日を以て埃軍を境外に退けミラン一州獨立す。ヴェニシヤ市に於てもマニンの指導に依り市民獨立の軍を起して埃國の營兵を驅る。ラデツキー退路を絶たれむことを恐れてロンバルデーとヴェニシヤの間なる要地に據り防戦す。時に隣邦なるサルヂニヤに於ては人民王室に迫り、此の機に乗じて軍を起し、埃太利人を半島以外に逐はむと請ふ、カヴール其の主唱者の一人なり。ザルヂニヤ王チアレスアルベツト軍を起してロンバルデーに入り、タスカニー、チーブルス及法王の軍隊も亦之に應援す。

第三節 匈牙利の革命

匈牙利國に於ては議會は三月三日コーストの發議に依り憲法制定の上奏を爲し、同時に民間に於て多數の俱樂部を組織する者あり、又保安委員の名を以て兵力を編制するも議會は之を制止することを得ず。議會は尙ほも進み自由黨員の要求する改革を議決したり、即ち印刷の自由、課税の自由、領主特權の廢止等なり。維納の政府は全く戰鬭力を備へざるを以て總へてマチャール人の要求する所を許容したり、即ち第一に三月廿二日を以て匈牙利の爲に特別の内閣を置き、保守、改新、民

權三黨の首領を以て之を組織し、第二に議會をプレスブルクよりベストに移して、毎年之を召集することとし、新聞の檢閲を廢し、第三に匈牙利總督に總へて國王の實權を行ふことを委任したり。匈牙利内閣は六月廿六日を以てベストに移り、新選舉法に依り選舉したる憲法構成會議は七月二日を以て同府に開會したり。されは此の時より匈牙利政府は恰も埃太利帝國の他の各地方より別立する獨立王國の如くなりき。此の政府は官吏の命を埃太利に受くるを禁し、匈牙利軍隊を編制して之に匈牙利國旗を授け、匈牙利紙幣を印刷して、匈牙利國債を起し、外國に向て匈牙利公使を派遣し、埃太利は獨逸統一の爲に戦ふとも匈牙利は之に關係せざるべきを宣言したり(八月三日)。

第四節 スラヴ^ゴニヤ人種各地方の革命

スラヴ^ゴニヤ人種の地方に於ては同時に四の方面に於て國民的運動始まれり。
 (一)ガリシヤに於ては四月廿四日小叛亂あり、然れども埃軍の市府を砲撃したるに因り鎮定に歸す。
 (二)ボヘイミヤに於てはブライク府のチェツク人種愛國者相談して埃太利皇帝に上奏

し、獨逸民種と對當の權利を附與せられ、舊ボヘイミヤ、モラヴィヤ、シレシヤ三地方の地方會議を合併せむことを要求す、即ち維納政府は四月八日を以て新地方會議の編制を定むる爲に構成會議を召集することを承諾し、愛國者は選舉の準備を爲す爲に國民委員を組織したり。此の時より前の文學的人種獨立運動は一轉して政治上の動搖と爲り、チェツク人は只管獨逸人種の政府の下に屈服するの舊狀を脱して、チェツク人種自ら支配するの權を得るに熱心し、ボヘンヤ守備隊に編入せられつゝ、ありしチェツク人は皆其の隊伍を脱して別に民兵を組織し、人民はボヘイミヤ古代の服制に改め、途上に於て獨逸人を見れば則ち之と角闘したり。遂に維納政府の大臣は革命黨員に壓倒せられて進退の自由を失ひたりとの口實を以て別にボヘイミヤに臨時政府を置き、チェツク黨の首領を以て之を組織するに決す(五月三十日)。又前に述べたるスラヴ^ゴニヤ人種一統主義を實行する爲にブライク府に同人種の一般會議を開き、愛國者バラツキー議長と爲り、六月二日開會す、會員三百四十名の中、二百三十七名はチェツク人にして他は内外のスラヴ^ゴニヤ人種を代表するものなり。露國よるは有名なる革命黨員バクニン堡爾よりはリーベルト、塞耳比よりはゾアツ

ヒユ、來りて演説したるも其の言語は殆ど相通せり。此の會議に於て一の宣明書を作り歐洲に檄せむと企てたるも政府は之を制止したり。

(三)南方のスラヴニア人種はマチャール人の權勢に壓屈せらるゝを歎して其の枷を脱せむと欲し運動したり。クロアシヤ人先づ起て埃帝にクロアシヤ兵の大佐エラヒッチを知事に任命せむことを請求し、之を許されたり。匈牙利議會は彼を免職すへきことを決議したり。是に於てエラヒッチはクロアシヤ愛國者の希望に依り匈牙利より分立するの發端としてアグラム府にクロアシヤ、スラヴニア、ダルマシヤの三地方より成れる舊王國の地方會議を召集したり。然るにダルマシヤ人は之に應せずして維納の議會に議員を派出し、スラヴニア人は寧ろ匈牙利に同情を表してベストの議會に議員を派出したり。是に於てクロアミヤ人のみ會議し、南部スラヴニア舊王國の爲に別に政府を設置せられむことを請求せり。政府はエラヒッチの舉動を喜はず之をインスブルックなる埃帝の行在所に召して詰問したり、然れどもエラヒッチは今若しクロアシヤ人の志望を容れさるときは伊太利に轉戦する南方スラヴニア人は埃帝の爲に忠勤せらるべきを説き巧に埃帝の

信用を回復し、征伊軍中の同國人に檄して忠勤を勵ましめたり。維納政府は此の時よりマチャール人のクロアシヤ人を壓倒せむとする主義を助成することを止めたり。

塞耳比人は匈牙利政府に對し獨立せむと欲し、五月よりカローヴィツ市に會議を開き別に塞耳比政府を起してクロアシヤに應ずるに決し、國民委員を組織して匈牙利軍に抗し、之に勝ちたり。

(四)ツランシルヴァニアなる拉馬尼人は從來政治上の生活を有せざる農民にして政治の權は同地方に於けるマチャール人及獨逸人の專握する所なりしに此等の農民も人種獨立を企て四千人の大會議を開き他人種と對等の權判を許されむことを要求せり。然るに平生不和なるマチャール人と獨逸人はツランシルヴァニアの處分に付て相一致し五月三日のツランシルヴァニア地方會議に於てツランシルヴァニアを匈牙利に合併することを議決したり。

第五節 内亂及鎮壓

初め埃太利政府は革命の運動帝國の各地に於て一時に起り、メツテルニヒ奔りて

政權歸一する所なく果斷に乏しく、形勢に暗かりし爲に狼狽して策の出づる處を知らず、唯た民權黨及人種獨立黨の要求を容れて一時を彌縫するの外あらざりしか、固より烏合の兵にして深き根據あるにあらざるを知りたる以上は漸く勇氣を回復し、兵力を以て鎮定するに着手せり。スラヴァニク人種はマヂヤール人及獨人を怨めり、故に政府は此の人種關係を利用して軍隊を助けしめたり。鎮壓はボヘミヤより始まりたり。ボヘミヤ人はボヘミヤ軍の司令長官ウインヂシクレッツ公の貴族主義にして專制を行ふを惡み、集會を開きて其の召還を要求する爲に總代を維納に派したり、又ブラーグ府民の編制せるチェツク民兵は公の邸前に來りて示威運動を爲し、窓内に向け發砲して公の夫人を殺せり（六月十二日）。是に於てブラーグに於て官兵と民兵との間に衝突あり、ウインヂシクレッツは政府の要求に依り一時退却し、再舉して來り全市を砲撃して容易にチェツク人の叛亂を鎮定することを得たり（六月十七日）。スラヴァニク一種一般會議は解散を命せられ、地方會議は閉會し、ボヘミヤ一圓軍事行政の下に置かれたり。ウインヂシクレッツの圖らざりし戦功は大に埃太利政府をして勇氣を回復せしむるの功あり、政府は

竊に彼に委するに帝國軍隊の總指揮權を以てせり。

伊太利に於てもサルヂニヤ王チャールスアルベルトは一は愛國心に因り、一は埃領を併せて全半島に覇者たむとする功名心に依り小兵を以て埃軍に抗したりしか、其の戦畧のラテツキ一の老練に及ばざるものあり、一八四八年七月廿四日カストザの一戦に於て敗績し七箇月間の休戦を約したり。是れよりロンバルヂ一圓又埃國の有に歸し、ラデツキ一の勢大に振ふ。

埃太利政府は今や既に匈牙利の革命を制するに足るの勢力ありと爲し、總督に委任したる全權を引き、匈牙利議會の決議したる公債募集及軍隊設置の法律案を拒否し、塞耳比人に對する争鬭を求むべきを命し、始め匈牙利に許したる自由及特權は帝國の他の各部分の承諾を経たる後に非らされは其の効力を有せざるべきとを宣言したり。匈牙利人は埃太利帝が曾て匈牙利國の獨立を保護せむことを宣誓したるを楯として此の宣言に反對し、議員百人よりなれる委員を派して帝のベストに臨幸せむことを請へり。埃國政府は之を退けスラヴァニヤ人を利用するの目的を以てエラビチ、ニ四萬のクロアシヤ人を率ゐてベストに向ふべきことを命

したり。總督は九月廿二日を以て辭任し匈牙利を去れり。匈牙利人は國會に於て國防委員六名を選舉し之に政務を委任す此の時より匈牙利の政權は會議に於て國防委員の一人なるコーストの手に歸したり。

維納政府は公然マチャール人に反對の地位を取り匈牙利軍艦のセラヒツチを迎へ撃つとを禁し、別に埃國將官ラムベルトを派して匈牙利軍隊の總指揮權を取らしめたり。然るに彼れの任命に匈牙利大臣の副署なきを以て匈牙利の新憲法に依り無効なりとし、ベスト議會は若しランベルトにして其の職權を行はむとするときは憲法違反なりと宣言したり。ランベルトは匈牙利總理大臣の副署を得る爲めに殺害せられたり。セラヒツチは退却せむとして兵一方をマチャール人に捕獲せられたり。

事是に破裂し、維納政府はマチャール人の敵なるセラヒツチを匈牙利總督に任命し匈牙利國に戒嚴を宣告し、匈牙利國會に解散を命じたり(十月三日)因て維納軍隊に匈牙利に向け進發を命じたり。

匈牙利戦争と同時に獨逸民種の地方に於て内亂起れり。是より先き憲法構成會

議に於て獨逸人種の議員と多數を占むるスラヴオニヤ人種の議員との間に衝突あり、又内閣と民權黨との間に衝突あり。保守黨委員は八月三日に解散を命せられたるも市街及俱樂部に於て動亂尙ほ止まず、民權黨の權力を得たるを見て維納市内の改新黨のマチャール貴族に對する猜怨は止みたり。獨逸人とマチャール人は此の時まで相反目したるに拘らず共通の敵たる政府及スラヴオニツク人種に反對する上に於て相一致したり。

政府は維納の一部隊に匈牙利に向て進發すべきとを命じたるに軍隊は之を拒みたり。陸軍大臣ラツールは其の出發を強制する爲めにガリシヤのスラヴオニヤ人の軍隊を派遣したり、是に於て兩部隊の間に争鬭あり、郊外の労働者は維納軍隊を助けたる爲め反逆軍隊は勝利を得たり。十月六日群民はラツール大臣の官邸を襲撃し、之を糺殺して其の屍體を公街に掛けたり。皇帝は夜に乗して逃れスラヴオニツク人種の地方なるオルシュットに隠れ、埃太利人に向け宣言書を發して革命に抗すべきを諭したり。皇帝出發の後構成會議のチェツク人より成れる保守黨員は退會してプラーツより宣明文を發し其の退出後に於ける維納會議の決議は悉く

無効なりと爲したり。是より構成會議は一切の威力を失ひ實權政府に歸したり。維納に對する戦争は簡短なりき。エラヒツチはクロアシヤ軍を以て東より到りウインヂシクラツはボヘミヤ軍を以て北より到れり十月廿一日市内を攻撃したり民權黨の各政社は民兵を以て應戦せむと欲したり然れども其指揮官は戦鬪を避くるに如かざるを勸告したるに因り市會議員は十月三十日和睦談判を開きたり。由來匈牙利人と維納市民とは俱にスラヴォニヤ人を嫌ひ俱に自由民權を欲するよりして互に同情を表し維納市民の求に應じて來援しエラヒツチの背後を衝きたるを以て維納市民は茲に勇氣を得て抵抗を試みたり。然れども匈牙利人は墜退せられウインヂシクラツは市内を砲撃し尋て侵入せしウインヂシクラツは全市に戒嚴を宣告し武力を以て支配し民權家の巨魁を捕へて悉く銃殺す。フランクフルトなる獨逸國民會議の代表者として維納市民に同情を表する爲に派遣せられたるライプツヒの書物屋兼煽動者ロベルトブルムも共に銃殺せられたり。是が爲にウインヂシクラツは譴責せられたり然れども露帝ニコラスは遠く書を寄せて彼れの偉功を稱したり。

是れより先き皇帝は十月二十二日を以て構成會議の停會を命し更に十一月十五日を以てモラヴィヤのクレムシエールに集會すへきとを命したり蓋此の地は靜閑にして労働者の煽動少なければなり。ボヘミヤ人は政府黨を組成し民權主義の獨逸議員は反對黨を組成したり。此の度は堡崗人のスモルカ議長に選舉せられたり。十一月廿一日内閣交迭しフェリツクスシヅルツェンベルグ入て總理と成る公は軍人的外交家にして永く伊太利に駐在し又曾て聖比得堡及倫敦に駐在したるを以て固より保守主義なりと雖又革命の動搖を馭するの術に慣れたり。彼れは又武將としてラテツキの軍に屬し特功ありたり。内務大臣にはスタヂヨン伯任せられ優秀なる行政上の才能を表したり。新内閣は十一月廿七日政綱を發表して立憲自由主義を取るとを宣明したり。シヅルツェンベルク公は先づ會議をして憲法の原則を討議せしめ其の間に匈牙利を鎮壓するの策を取れり。十二月二日の臨時會議に於て議長は突然皇帝フェルヂナンド第四世の讓位を報し皇帝フランシス、チーレスは皇位繼承の權を棄却したるに付き其子フランシス、ヨセフ大公十八歳にて次の皇位に登り給へる旨を告げたり。フェルヂナントの此の

讓位は久しき前より身心衰弱して万機の勞に堪へざると既に其の名を以て各地の革命政府に誓ひたる所は到底實行するに便ならず、故に君主を替ふるを以て變通の一方としたるに因る。此の密議に關したる者は大臣、樞密顧問、ウインヂシグレッツツ及エラヒツチのみなりしと云ふ。フェルチナントは直にブラーグに退隱して一生を終へたり。

匈牙利は既に國民として獨立の實を有したるに因り之を鎮壓する容易ならざりき。埃太利政府は匈牙利國民會議の命令を破棄し、コースト及連類を擬するに國事犯を以てし、十一月ウインヂシグレッツに匈牙利全部鎮定の權を附與したり。尋て匈牙利憲法を尊敬するの義務を脱する爲にフルチナント帝は埃太利の帝位を讓ると同時に匈牙利の王位を辭したるに匈牙利人は之を承認せず、舊匈牙利國王を以て王としたり。コーストは防戰の準備を爲し、有名なるコンヴェット即ち護國隊を作り、又外國隊を作りたるに堡關人の來り投する者甚た多し。十二月新帝フランツ、ヨセフはガリシヤ、モラヴィヤ、ダニユーブ、スチリヤの四面より匈牙利に侵入せしめ、拉馬尼人及ツランシルヴァニア人も官軍を援けたり。匈牙利國民會議及國防

委員はベストに居るを危険なりと爲し一八四九年一月四日を以てタイニス沼地の背後なるデアフレヂンに退きたり。數日の後匈牙利軍ベストを撤退し、ウインヂシグレッツ之を占領し、兵力を以て支配す。

然るに堡關入にへムなる者あり能く兵を用ゆ、曾て維納革命の軍に入て戦ひ逃れてツランシルヴァニアに入り、新に軍隊を編制して埃軍と戦ひ各地に於て不思議に勝利を得、匈牙利軍復た大に振ふ、即兵五万を集めて攻勢を取り、ウインヂングレッツを追ひてベストを回復す。四月デアフレヂンの國民會議に於て匈牙利國の埃太利皇室に對する分立を議決し、假りにコーストを推して總知事と爲し、新に内閣を組織し、ベチャニーを以て外務大臣に任じ、ゲルヂイを陸軍大臣に任す。獨立宣言の後、匈牙利の勢益々振ひ、五月二十一日アタの砲臺を回復し、殆ど匈牙利の全部を回復し、共和政體を立て、コーストを大統領に選舉す。

フランツ、ヨセフ帝は埃太利國に於けるスラヴオニヤ人種の力以てマジャール人を制するに足らざるを知り、遂に國外のスラヴオニヤ人の力を藉るに決定し、援助を露國に求めたり。歐洲の革命を制壓するを以て主義とするニコラス帝は之に

應し一軍團に命を下して匈牙利に向はしめたり。六月バスキューイチは兵八万に將としてカリシヤより入り更に五万を以てツランシルヴォニヤより入りたり。時に匈牙利内部に不和あり八月コースト職を辭して大權をゲルゲイ將軍に譲り將軍八月十三日兵三万三千大砲百三十門を以て露軍に下る九月二十五日に至り全國鎮定に歸す。

軍法會議の善後處分は殘酷を極めバチヤニはベストに於て銃殺せられ降服したる將校も多く罪人を以て或は銃殺或は縊殺せられたり。貴族の愛國者にして牢獄に投せられ財産を沒收せられたる者數を知らず其の他は國外に追放せられたり。コーストは土耳其に逃れ後英國に入りたり。

此の戦役は人種關係に於て二の重要な結果を生じたり。露國の埃太利國內に於けるスラヴ^オオニヤ人種就中ボヘミヤ人に對し宛然保護者の地位に立つこと茲に始められり。又匈牙利のコーストを始めとして匈牙利人の土耳其格に逃れて追窘を避たる者少からず而して露國及埃國は之を罪人として引渡を要求したるに土耳其格は拒みたり是よりして土耳其人と匈牙利人との間に同情を喚起し以後土耳其

格の露國より苦しめらるゝ毎にマチャール人は之に對し同情を寄することゝ成れり。

第六節 一八四九年の欽定憲法

一八四八年の革命は立憲的民權政治と國民の獨立とを主張する者なりき然るに一旦鎮壓の功を奏するや埃太利政府は專制政体を回復し國民統一の主義を行ひたり。

一八四九年三月クレムシユル國民會議に於ける憲法起草委員は自由主義の草案を提出したり。由來埃太利帝國の内部の組織に關しては三種の意見あり其の第一は統一主義にして維納に中央政府及帝國議會を置き匈牙利ボヘミヤ以下の地方をして一切の國民及國語を單一政府の下に統括する是れなり。其の第二は匈牙利をして其の固有の憲法を維持せしめ自餘の各國民及國語を一の埃太利政府及埃太利議會の下に統括する是れなり之を双立主義と云ふ。其の第三は獨り匈牙利のみならずボヘミヤ、クロアシヤ以下の各國民をして自治の權を得せしめむとする是れなり之を聯邦主義と云ふ。

起草委員が三月二日を以て提出したる憲法草案は聯邦主義を取るものなりき。是を以て國中の有らゆる保守原素(宮廷、貴族、官吏、僧侶)は之に反對し、政府に向て拒絶を勧告したり。政府は三月六日を以てクローデターを行ひ數名の議員を内務大臣の官邸に召して現在の國民會議には匈牙利を代表したる議員なし而して匈牙利を度外に措きて全國に適用する憲法を制定するとは思ひも寄らず、故に其の議定したる憲法は採用し難しと、即ち翌日を以て解散を命じ、軍隊をして議場を占領せしめ別に三四日の日附を以て帝國全部に對し一の欽定憲法を發布したり。欽定憲法は白耳義憲法と獨逸憲法の根本權主義とを折衷したるものにして、埃太利は單一にして不可分の獨立國なることを宣言し、各地方は皆對等の地位に立ち帝國議會に向て議員を選出し、匈牙利憲法は帝國憲法と牴觸せざる範圍内に於て其の效力を保有せしめ、匈牙利國會を廢し、埃太利より官吏を派して之を支配せしめたり。ロンバルヂー、ヴェニシヤ王國は特別法制を布くとを約し、其の他各國民の歴史上の特典は悉く之を抹殺したり。新聞紙の檢閲を廢し、信教の自由を貫徹したり。

一八四九年の欽定憲法に於ける一の重大なる進歩は貴族の特權を廢したるに在り、即ち貴族の地主として其の地附小作人に對する權利、課税の不平等及地方行政に於ける貴族の權利は之を回復せざりき。此の如きは改新の精神よりも寧ろ時勢の結果たりしなり。曾てウィンヂシクラツの政府改造の意見に於て、君主政體は貴族に依らずして成立するを得ず、他物を以て其の基礎と爲さむとするは浮妄なりと云へるに對し、シヨールチェンスタインは答へて曰く、「國家の新組織に於て貴族的原素を主要の地位に置くは固より願ふべきにして之を欲するの切なる敢て余の右に出づる者は有らざるへし、然れとも政體は人物に依るに非ずして其の生活及勢力を維持するに能はざるを以て余は此の切願を達するの望なきを嘆するものなり、今我が貴族社會を見渡すに十分なる政治上の才能と世事の知識とを有し國家の重權を委任するも之を失ふと無きを保證すべきものは十人を得難かるへし……民權は制壓せざるへからず、然れとも政府は獨力を以て之に當らざるへからず、何となれば我國今日の貴族の如きは之に依頼するも害ありて利なければなりし。」

此の如く新に起りたる専制政府のメツテルニヒ時代に於けると大に異なる一點は無謀に委せずして善く計策を立て、方法を整へて専權を維持したるに在り。自由民權は其の名義を許すと雖、實際に於ては一八四八年職役中の非常法を繼續し、獨逸語を以て實語とし獨逸官吏をして全國を支配せしめ、又革命に於て政府を援けたるチェツク人も多く採用したり。

第七節 一八五五年の宗教會議

一八四九年末に於て國中平穩に歸し、一八五一年十二月三十一日更に勅令を發して一八四九年の憲法を廢し、殆ど政府の全權を以て支配したり。シュワルツェンベルク公は一八五二年を以て薨し、維納の辨護士にして民權家たりしバツク男爵入て總理と爲り、専制主義に變化して官吏及僧侶の力に據り、其の權力を支持せり。奧太利の宗教制度は一八四八年に至るまで所謂「セヨセフ・ニズム」なりき。「セヨセフ・ニズム」とは「セヨセフ」第二世の時に始まりし制度にして國家の權力を以て宗教を主宰し、國家より僧侶を任命し、他の官吏の如く之を監督すると云ふ。然るにバツクは教會を以て自由的國民的運動に反對する好同盟者なりと爲し、其の力に

りて専制主義を貫徹せむとしたり。一八五五年維納に開きたる宗教會議に於て政治上の自由を以て信神に背くものとし、國民的の運動を以て「ペベル塔下の混沌」を再演するものとしたり。政府は僧官に宗教に涉りて其の信徒に命令するの公權あるを認め、此の爲に羅馬法王と一八五五年の政教盟約を締結したり。此の盟約に依るときは僧官は獨り法王と直接交通するの權あるのみならず、又公然人民に向て教政上の命令を發布し、學校を監督し、書籍を検閲し、宗教風紀に害ありと認むる出版物は政府をして其の利得を禁し、人民の婚姻を監督し、並に政府をして宗教上の刑罰を執行せしむるの權を有したり。法王は時勢に順みて、僧侶に國家の民事刑事裁判管轄を受けしむるとに同意したり、然れども僧侶の刑罰は之を一般人民と區別せざるを得ざりき。教會は土地所有の權ありて其の領土は不可侵としたり。

一八五六年僧正と政府の委員との間に締結したる所に依り、僧正は一般僧侶、信教學校及教會の財産を支配するの全權を得たり。

此の如くにして中央集權の専制政治を擁護するに教會の力を以てすると一八五

九年まで續き此の十年の間總へて政治上の生活は枯死したり。

第三章 奥匈聯合國の形成

第一節 七年の經過時期

一八五九年に於て奥太利か佛伊聯合軍と戦ひてロンバルヂーを失ふに至りたる次第は外交史に屬す。此の戦争の結果として奥太利は專制時代を通過し、立憲時代に移りたり、然れども奥太利匈牙利の二重立憲國と成る前に、一八五九年より一八六七年に至る間に於て憲法及帝國各部分の間の關係は種々の激變を經過し、衝突相踵き各部一様に満足して帝權を奉したるときは絶へて無し、即ち此の八年は專制統一政體より現在の二重立憲政體に移る經過時期なり。

第二節 一八六〇年十月の憲法

一八四九年以來の專制政體は一八五九年の伊太利戦争に因り其の到底列國と對峙するに不利なる所以を證明したるに因り政府自ら其非を悟りて改革を行ふに至れり。

數年前より年々の經費不足し、負債に負債を重ねて僅に支持したり、而して敗戦の後軍隊を改良する爲めに國債を募集せむとしたるに既にして信用の底を叩き、二億フロリンを募集して僅に七千五百万フロリンの應募人を得たり。此の如きは國民をして全く國事に與らしめず、從て國家の事業に於ける熱心零點に下りたる結果なるを以て皇帝直接に國民に向て宣明書を發し、帝國の各地方に向て代表制度を布かむとするとを約束したり、而して準備手段として一八六〇年三月六日、增員帝國參議會なるものを開きたり。此の會議は舊來の帝國參議會に官吏數名及各地方を代表せしむる爲に新に召集したる貴族三十八名を加へたるものなり。其の職權は財政及殊に重要なる法律に關し意見を述ふるに在りて、發議の權を有せず。アレキサンドルバツクの內閣交迭し、皇帝はカリシヤの出にして獨逸人と匈牙利人との争外に立てるゴルハウスキトを擧げて內閣を組織せしめたり。匈牙利國は皇帝か匈牙利の地位會議を再興し、別に一名の知事を任命するを條件として委員を派出したり、而して此等の委員は増員參議會に於て自ら匈牙利國を代表し他の各地方の議員と平等の地位に立ち會議に與る者と視做さるゝことを拒み匈牙利國の別に一國を爲すへき歴史上の權利を保留するとを主張し、皇帝に向

て一八四八年以來行ひ來れる非常手段を停止せしめむとを要求せり。増員參議會に於て別に委員を選み豫算を調査せしめたるに全會一致を以て現在に於ける財政上の窮乏は帝國内部の編制其の宜しきを待さるに因由するものなり。國力恭微の原因は公共心の沈睡するに在れば各州をして行政に參與せしむるを以て經濟振興の唯一の方便とすへきとを議決したり。然るに各州行政の編制に至りては議論一決せず僅々數十名の參議會中に於て既に議員は統一論と聯邦論との二派に分れたり。統一派の本隊は獨逸人の居住する各地方の中等良民より成れり其の故は帝國の統一を維持するは維納に於ける獨逸人の政府をして各州に對する行政の權力を維持せしむると同義なればなり。市府及工業地を代表する者は貴族の權力を制して自由制度を行ひ教會の威勢を排して改良主義を行ふ爲に強固なる中央政府の存續せむとを望みたり。又耳塞比及ツランシルベニヤの如き小弱なる諸州を代表する者も匈牙利の如きボヘミヤの如き大州の爲に壓倒せられむとを憂ひて中央の集權を願ひたり。

聯邦黨は自ら獨立の政府を組織するの實力ありと信する諸州を代表する者より成れり即ち匈牙利ボヘミヤクロアシヤ、堡蘭及伊太利のヴェニシヤの如し。彼等は塊太利か統一帝國となりたる以前の歴史上の權利を再得せむとを望み從て中央政府の行はむとする共通行政權を大に減縮し又は之を全廢して單純の聯邦と爲さむとを主張せり。此等の諸州に於ける社會は尙ほ貴族的にして之を代表する者亦貴族なりしに因り統一黨は自由改新の政體を欲せず歴史上の權利を主張すると同時に往昔の貴族政治を再興し貴族及僧侶の權力を維持せむと欲したり。是を以て獨逸民種の中にも中等良民の増權に反對する舊領主及文明に反對する僧侶は聯邦主義即ち分權主義に賛成したり。

以上二派の軋轢は此の時より始まりて塊國政治史の全部に及ぶものなれば宜しく注意して記憶すへきなり。

増員參議會の委員は多數少數の二派に分れ爾來兩黨の格言と爲れる政治思想を提唱したり。聯邦黨は多數を占め(合計二十五名中十三人は舊領主三人は僧侶)各州の歴史上政治上の特立(一)帝國諸州の平等及(二)各邦内部の立法行政の自治を認

購せられむとを要求し、成る可く在來の制度に依準して改革を行ふべきとを主張したり。統一黨十三名は各州自治の爲に帝國の統一を害するを不可とし、帝國の爲に強固なる中央政府を作るべく、各州に自治を許すに於ても凡そ事實上の統一を維持するに必要なる權力は悉く之を總合國家（即ち統一帝國）に保留すべきとを主張し、而して此制度を立つるに於て皇帝は自己の全權を以て一切欽定すべく、聯邦黨の主張する如く歴史上の權利を再興するの理義を避くべきとを勸諭したり、何となれば所謂歴史上の權利は各州國民の本來具有したる所のものを不正に中止し、而して今改めて回付するの理論に基けはなり。然れども中央主權の基礎の上に編成すべき政體に至りては尙ほ立憲制度の字を用ゐることを避けむとするの氣勢ありたる爲に之を曖昧に附したり。

皇帝は初め多數黨の意見に従ひ一八六〇年十月二十日を以て國家永遠不換の根本法なるものを欽定したり、是れ聯邦主義を公認したるものにして其の要點は左の如し。

(一) 煥帝國は各州の州會及帝國參議會の協賛を以て立法權を行ふ。

(二) 匈牙利に於ては從前の憲法に依り其の他の諸州に於ても各州の舊法に依り州會を開きて其の一州の法律を制定せしむ。

(三) 州會の組織は貴族會議の舊例に依る（即ち地方を區畫して選舉區とせず、貴族、僧侶庶民より各其の代表者を選出せしむ）。

(四) 帝國參議會の議員數は一百名とし各州の州會より之を選出す。

(五) 一州の法律は其の州會に於て議決し、帝國一般の法律就中財政、通商、交通、兵備に關する法律は帝國議會之を議決す。

(六) 帝國臣民は信教、納稅義務及兵役の義務に關し法律に對し同等の地位に立つ。

(七) 内務、司法、文部の三省は廢止す。

第三節 一八六一年二月廿六日の憲法

此の根本法は四個月間繼續したり。然るに茲に不幸なる過失ありき、即ち匈牙利に舊憲法を回復するとを許すと同時に帝國の根本法に依り自然に變化せるものは修正せられたるものと視做すとを明示するを怠りたる是れなり。是を以て匈牙利人は全く一八四八年の革命當時に於ける地位に立戻り、一八四八年の憲法

律のみ有効なりとし匈牙利と維納政府との分裂以來匈牙利議會と正當に認識せられたる匈牙利國王との合法の同意なくして制定したる所は皆無効なりと爲し、フエルヂナンドの位をフランツ、ヨセフ帝に譲りたる事あるも未だ匈牙利政府の公認せざる所なりと爲したり。此の理論に依るときは埃太利とは全然別國を爲し唯た其の間に君位合一の關係あるものなりとす、此の如きはフランツ、ヨセフ帝の企畫したる所と異なるも甚し、然れとも舊憲法中復活する所とせざる所とを分離せさりしに因り亦奈何ともすへからざるに至れり。

匈牙利は舊法に依りて縣會を再興し、一八四八年の新撰擧法に依り選舉を行ひ人民は匈牙利國會の議決を経ざるを理由として納税を拒み、埃太利裁判所の裁判に服従せざるに至れり。而して皇帝は州會を召集せざるを以て脅したるも効力なく、却て各縣會より建議して一八四八年の法律を全部復活し、革命戦争に關係したる者を悉皆特赦せむとを要求したるに因り皇帝は遂に意を決し、少數の統一黨の意見に依り憲法を改正したり。

一八六〇年十二月内閣を交迭し自由主義を以て聲望ある愛國者をシュメルリングを以て總理とし、一八六〇年の憲法を補修するの口實を以て一八六一年二月廿六日全く新奇の憲法を制定したり。此の憲法は表面上に州會の權力を維持しなから、其實權をして獨逸黨の中に歸せしむるの工夫をなしたるものなり、其の要點左の如し

(一) 匈牙利及、ヴェニシヤを除き他の各州の州會選舉法を改正し普魯西議會の三級制度に類似して大地主、市府の中等良民及郊野の農民として各其の代表者を選出せしめ、比較的多數の地主貴族に歸するを目的としたるものなり。

(二) 帝國參議會を擴張して眞の議會と爲し二院制を取り、上院は領主會議と稱して州會に於て選舉する議員三百四十三名より成立す、其の分配法左の如し。

匈牙利	八五名
ツランシルヴァニア	二〇名
クロアシヤ、スロヴァニア	九名
ガルマシヤ	五名
ボヘミヤ	五四名
モラヴィヤ	二二名
シレシヤ	六名

上下奧太利	二八名
サルツブルグ	三名
スチリヤ	一三名
カリニンシヤ	五名
カルニヨール	六名
イスツリヤ及ツリエスト	六名
ガリシヤ	三八名
プロウイナ	五名
チロールフォールベルグ	一二名

(三)州會に於て選舉を拒むときは帝國政府は州會の選舉人をして直に選舉せしむる權利を保有す。

(四)曩に州會に屬せしめたる職權の一部を以て帝國參議會に移す。

此の新憲法は累世奧太利帝室に忠誠なる貴族と市府に於て多數を有する獨逸人との利益を主とし其の勢力に依りて表面は分權主義を保存しなから實際は統一主義を行はむとするものにして自由主義の獨逸人並に塞耳比人、拉馬尼人、ガリシヤ内のルデー人、ダルマシヤ内のクロアシヤ人の如く他人種の壓制に苦しむ者は皆之を喜ひたり。然れども奧太利帝室に縁故薄き聯邦主義の貴族及自立の能力ありとする大州の人民に大なる不満足を與へたり。就中匈牙利人は終始承せず、ヴェニシヤ人、クロアシヤ人も亦之に倣へり。

第四節 憲法中止

匈牙利人、伊太利人及クロアシヤ人は初より帝國參議會に議員を選出するを拒みたり。堡蘭人、ボヘミヤ人、ウスロヴァニア人は議員を選出すると雖歴史上の權利を保留したり。各州會に於て新に勢力を得たる大地主の改正帝國に賛成するに非されは代議士選出を拒む州は更に多かりしなるへし。三四三名の中一四〇名を缺きたり、然れども總員の三分の二を超へたるを以て會議を開くには十分なりき。

匈牙利州會は政府の召集に應じて集會したるも議員は直に二派に分れたり。然れども新憲法を遵奉するや否を奉答せむとするに至りて院内は直に二派に分れたり。其の一派は新憲法の發布に依り一八四八年憲法の効力に変更ありたるや否を討議するすら好まざる旨の決議を以て奉答に代へむとしたり。然るに愛國

者アイヤツク及エオトヴオスの率ひる一派は埃太利帝に上奏して新憲法の匈牙利に對し無効なるを開陳せむと主張したり。三週間の討議の末一五二に對する一五五を以て上奏案派の勝利に歸したり。然るに其の上奏の臆裁に於て更に一の困難を生じたり、其の故は匈牙利の舊憲法に依るときは王の即位或は王と匈牙利國民と互に憲法を遵守するを誓ふの儀式なれば關係頗る重大なるに拘らずフランツヨセフ帝の位に登りたる時は既に一八四八年の憲法を無効としたるの後なるを以て未だ匈牙利王としての即位式を行はず、隨て匈牙利人より視ればフランツヨセフは未だ匈牙利王に非ざりしに因る。是を以て一八六一年七月上奏文に於て王と云はず單に殿下と稱し、左の如く述べたり。

謹て殿下に言上す此の憲法は匈牙利を以て埃太利の一地方となし外國の多數に服従せしめむとするもの吾人の政治上の生活及國民的獨立は合法の自治權と我國の獨立となを以て基礎とす。吾人は第一の義務は全力を盡して匈牙利の爲に、匈牙利を保護し其の憲法上の權利を擁護するに在り。吾人は如何なる事情如何なる利益に對しても條約、法律、王の親簡及即位式の誓文に依りて吾人に因するの權利を犧牲にするを能はざる旨を嚴肅に宣言す。

孰れの一方も先づ他の一方をして自家の權利を正當に公認せしめたる上に非ざれば談判に着手するを欲せず、即ち匈牙利は先づ其の歴史上の權利を公認せられむとを要求し、埃帝は先づ其の欽定憲法の承諾せられむとを欲したるに因り、兩々對立して疏通するの途を知らざりき。埃太利政府は匈牙利を抑壓せむと欲し、八月州會を解散し、縣會の集會を禁し、中央政府より官吏を派遣して專制を行はしめたり。然れとも一定の効果を見ざる間に一八六四年及一八六六年の戦争起りたり。

クロアシヤ人も亦政府がダルマシヤに合議するを認許せざる間は議員を帝國參議會に派出するを拒みたり。堡蘭人及ホヘミヤ人も初の議員を選出したるに拘らず、一八六三年以後は匈牙利を眞似るとになりぬ。

同時に政府財政に困難し不法の流用を爲したるより帝國參議會に於ける獨逸黨とシメルリンク内閣との間に衝突起り、一八六四年に於て參議會は歳入歳出を平均せしめむとを要求し、一八六五年には國債募集の承諾を拒みたり宜なるかな、埃

普戦争に於て奥軍の利を失ひたるや。

奥帝の一八六一年二月の憲法を欽定したる、其の目的とする處帝國の統一を維持して政府の運用を圓滑にするに在りき然るに統一はその一部分を缺き剩さへ帝國參議會は政府を批判するの位地に立ちて其の活動自在を防障すると大方ならず、而して困難の源は實際上獨立するの能力ある匈牙利をして強て統一主義に従はしめむとするに在り。是を以てフランツ、ヨセフ帝は更に方針を改め、古來の双立主義に立戻りて奥匈兩國の關係を整理するに決心せり。

帝は一八六五年九月廿日を以て憲法を中止しベストに幸し、匈牙利政治家と協議し、シメルリンクを罷め、非獨逸主義のベルクレヂー (Belcredi) を擧げて次の内閣を組織せしめたり。匈牙利人ボヘミヤ人及カリシヤ人は好意を以て新内閣を迎へたり。匈牙利の州會は一八六五年十二月十四日より開會し極左黨は絶對的に一八四八年の憲法承認を求めたるも、デイヤツクの率ゆる自由黨は變通の道を求めて事を和らけ、先づ一旦一八四八年の憲法を復活し、之に依り責任ある匈牙利國務大臣を任命し、此の大臣をして必要の改正を提議せしむるの方法を取れり。談判の

最中に於て奥普戦争起りし爲め遲滞したり。

第五節 双立主義の協定

奥普戦争中奥太利は獨り財政に困難したるのみならず、匈牙利及ボヘミヤの地位の不定なる爲に少なからざる不利を招きたり。州人民は奥太利を怨むの餘り公然普魯西に同情を表する者少なからず、匈牙利の老将クラフカ (Klapka) は現にマチャール人の一隊を以て普軍を援けむとし、勝敗の敏速に決したる爲に實行に至らずして罷めり、ボヘミヤ人は戦争の初に於て國防の爲に武器を附與せられむとを請求して聽されざるを怨むに際し、普軍ボヘミヤに入るや、普王ボヘミヤ人民に宣言して其の舊古の名譽及權利を稱揚し、奥國の官吏を逐ひてボヘミヤ國民の久しく渴望したる自治を行はしめたり。是に於て平和の後、は之を治むるに一層困難を増したり。

戦争の後に於てフランツ、ヨセフは更に内閣を交迭し、元と索撒王國の外務大臣たりしポイストを聘して總理と爲し、ベルクレヂーを内務大臣に任したり。蓋錯雜せる人種の關係を整理するは自ら帝國の或る一地方に籍を措く者の到底公平に處

置する能はざる所なるか故に寧ろ人を外國に求むるに如かすと爲したるものか。索撤は埃普戰爭中に於ける埃太利の同盟者にして普魯西の爲に地を割かれたるものなればポイストは埃太利を富強にして會替の耻を雪かむとするに熱心なりき。

時に又匈牙利の一方に入傑あり、從來其の名を現したるフランツァ、ヂヤツク是れなり。是れ誠實なる愛國者にして亞米利加獨立の當時に於けるフランクリンの地位を取り法律に精通して寸毫も國の權利を減損せずと雖亦過激に流れず、穩和の途を取りて變通の策を講し、ポイストと商議して無事に双立の主義を確立するを得たり、其の顛末左の如し。

匈牙利議會より六十七名の委員を選びて埃太利政府と兩國將來の關係を協定せしむ。ヂヤツクは六十七名の首席に在り、即ち第一着に匈牙利の政治上に於ける獨立の人格を證する爲に別の内閣を有することを認容し、又其の歴史上の權利を公認する爲に君主の前代の例を踏み正式に匈牙利王として即位せむことを要求す。此の二點は討論なくして認許せられたり。

是に於て一八六七年二月十八日を以て新に匈牙利内閣を組織し一八四九年の鎮壓に遇ひて土耳其に亡命したる將官の一人なるシュール、アンドラシー伯を擧げて總理大臣としたり。六月八日フランツ、ヨセフはベストに於て正式に匈牙利王の位に登れり。

六月廿八日フランツ、ヨセフは匈牙利王の資格に於て匈牙利の陛下の他の諸邦に對する關係を確定し一八四八年の法律の或る條項を變更する國會の決議を裁可したり、是れ即ち稱して「一八六七年の相讓要約」と云ふ所のものにして兩國双立の主義を確定し現今に於ける埃匈君主國の憲法を爲せるものなり。要約の第一に於てフランツ、ヨセフは先代か匈牙利の憲法、獨立、自由及領土安全に關して爲した宣誓を盡く公認したり。

此の要約に於ては埃匈君主國を分けて二個の別國と爲し、兩國の權利は完全に均一し、俱に合一の君主を戴くと雖其の名稱を異にす、埃に在ては帝と云ひ、匈に在ては王と云ふ、而して同一の徽章を用ゆ(白鷲)。此の君主國の公然の名稱を埃太利、匈牙利と云ふ。領土の分割は歴史上の傳來を標準とし、匈牙利は聖エチエンの王位

に屬したる諸州匈牙利本部、クロアシヤ、スラヴオニヤ、ツランシルヴァニア、塞耳比及軍事國境各地を包含し、埃太利は殘る十七州を包含す。國名を云はすして此の兩部を指す爲に、シスライタニヤ利埃太及ツランシスライタニヤ利匈牙利の名稱を用ゆ、即ち埃太利國の大部分はライタ河の東に在り、匈牙利は同河の西に在ればなり。シスライタニヤに在りては獨逸人種主要の地位に在りて各之に比し文明の度稍底き他人種を從屬せしむ其の多くはスラヴ人種なり。ポイスト曾て匈牙利の宰相に向て、足下の諸部族を保有せば吾人は吾人の各部屬を保有せむと云ひたりしと傳ふ。兩國關係の一八四八年に於けると異なる所は單に同一君主を戴く別國所謂君位合一たるのみに非ずして協同事務の爲に協同政府を組織し共通所謂實體合一を爲せるに在り。所謂共通事務は二種あり、左の如し。

第一、埃匈君主國の關係に於て所謂帝國參議會に代表せられたる各州利埃太及匈牙利及匈牙利王位に屬する各州の共通事務なるものは三あり、曰外交、曰陸海軍事、但し兩國負擔の現役兵數及兵役義務法を除く、曰共通經費の財政是なり。此の部類の事務は兩國議會に對し責任を有する埃匈君主國各大臣をして擔任せしむ。共通

事務の爲に(一)共通外務及宮内省(二)共通軍務省及(三)共通財務省を置く。

第二、時々兩國の間に協定すへき共通原則に依り處理すへき事件なるものは主として通商、關稅、貨幣、徵兵制度、工業政策とす、此の爲に要する費用の分擔法は兩國議會の派出委員會に於て十年を一期として之を定む。特派委員は各一方より六十名を出たす、其の三分の二は各一方の代議士院に於て互選し三分の一は貴族院に於て互選す。兩派出委員會は一年交迭に維納及ベストに集合し、合して一議會を爲すこと無く、別々に集會して各其の自國語を以て討議し、一方の表決を以て他の一方に移す、而して一致せざる時は三回まで書面を以て往復し、尙ほ一致に至らざる時は全委員の合會又は兩會より選出したる、同數委員の會議に於ては討論を用ゐず、單に投票を以て決議せり。一方の議會にして解散せらるゝ時は其選出する所の派出委員と共に解散せられたるものと見做す。派出委員の議決する所は一定の期限に對する規約にして、之を標準として各一方の議會に於て法律を議決す。

兩派出委員會は各發議權を有す

第一次の派出委員會に於て兩國共通の關稅定率、國立銀行及貨幣制度、但し各一國は其の自國語を以て鑄造する權あり、及度量衡の制度を議定したり。又既往の國債及將來の經費に對する兩國分擔法を定め、奧太利は百分の七十、匈牙利は百分の三十を負擔することを決定したり。

此の相讓要約に關して注意すべき點あり、即ち此の要約は奧太利國と匈牙利國との條約に非ずして、匈牙利國と奧太利帝室との間の約束なること、是れなり、從てハプスブルク、ロレーン統の繼續する間のみ有効にして、該統斷絶する時は、匈牙利は全く獨立せる一國と爲るへし。是れ即ち奧太利帝室斷絶の歐洲平和の爲に甚だ危険なる所以なり。

要約成立の後、ディヤツクは一切の名譽を辭し、入閣をも爲さず、自由民權と同時に王室及君主國の保全を主義とする、穩和黨の首領として、議會に出入せり。

第六節 双立以後の兩國

一八六七年の要約成るや、兩國共に其の内部に於て立憲代議君主政體を確定したり。

奧太利に於ては、一八六七年六月廿日を以て帝國參議會を召集し、政府より左の四法案を提出す。

- (一) 一八六一年二月廿六日議院根本法改正案
 - (二) 緊急法に關する議院根本法第十三條改正案
 - (三) 大臣責任法案
 - (四) 總合國家共通事務法案
- 又帝國參議會より左の各法案を提出したり。

- (一) 臣民一般の權利法案
- (二) 帝國裁判所設置法案
- (三) 司法權に關する法案
- (四) 行政權に關する法案

此等の法案は決議の上、六月以後に於て漸次に裁可せられ、左の名稱を以て發布の上、一八六七年十二月廿二日より同時に有効となり、合して奧太利帝國の憲法を爲せり。

- (一) 一八六一年二月廿六日根本法第十三條改正法(七月十六日裁可)
- (二) 大臣責任法案(七月廿五日裁可)

- (三) 臨院法(十二月廿一日裁可)
- (四) 臣民一般權利法(同)
- (五) 帝國裁判所設置法(同)
- (六) 司法權法(同)
- (七) 政治及行政權使行法(同)
- (八) 君主國の各州に共通事件取扱法(同)

此等の根本法は皇帝の權利を制限して憲法に依るに非ずして一事を爲す能はざるものとし、臣民の權利自由を保證する最も完全なり。特に注意すべきは國語使用の自由を保證したる一條なりとす、即ち臣民一般權利法第十九條に規定して曰

「國家ノ諸民族ハ權利ニ於テ同等ナルヘク、各人種ハ其國籍及其國語ヲ保有スルノ不可侵ノ權利ヲ有ス。國家ハ帝國ニ於テ從來使用セラル、邦語ノ學校、官廳及政治生活ニ於テ同等ノ權利アルヲ認ム。數民種ノ雜合居住スル諸州ニ於テハ各大臣ヲシテ第二ノ國語ヲ習得スルノ必要ナク、自己ノ國語ニ於テ總テ教育ノ爲ニ必要ノ便宜ヲ得セシムル方法ニ於テ教育機關ヲ編制スヘシ」。

憲法に此の一條あるは後に至り言語に關し種々紛雜なる問題の起れる所以なり。」

帝國參議會は舊の如く貴族院と代議士院とより成立し、其の代議士は十七州の州

會より左の員數を選出す、

ホヘミヤ	五四人	モラウイナ	二二人
シレンシヤ	六人	ガリシヤ	三八人
アコウイナ	五人	ダルマシア	五人
下奥太利	一八人	上奥太利	一〇人
ザルツブルク	三人	スチリヤ	一三人
カリレンシヤ	五人	カルニヨール	六人
チロール	一〇人	フォルアルベルク	二人
イスツリ	二人	ゲルツクワサスカ	二人
ツリエスト	二人		
合計	二百〇三人		

立法行政に於ては地方分權の主義を取り各州に州會及州縣を置きて其の州の立法行政を行はしむ。然れとも帝國參議會の職權は獨逸議會の職權に比して更に濶大なり、即ち共通豫算、兵役、通商、度量衡、國債、運輸、衛生、歸化、印刷、集會、結社の自由に關する制度、宗教、教育、行政廳、及裁判所の編制に關するものは皆中央議會の管轄に屬し、帝國參議會職權に屬せざるものを以て州會の職權とす。

埃太利には左の八大臣あり

- (一) 總理内務大臣
- (二) 教育及宗教大臣
- (三) 大蔵大臣
- (四) 農務大臣
- (五) 通商及理財大臣
- (六) 国防大臣
- (七) 司法大臣
- (八) 鐵道大臣

匈牙利に於ては一八四八年の憲法を再興して之に改正を加へ王は大臣を指揮するの權利を加へたるもの外頗る自由主義にして白耳義の憲法に類似せり。しかれとも貴族の勢力は實に強大にして貴族院は親王(大公)世襲貴族、僧侶、高官及スラヴオニヤ代表者三名より成り議員の總數八百を越えたり。衆議院は殆ど一般選舉に近く少額の直接關稅を納むる丁年以上の男子は皆代議士院の選舉權及被選舉權を有し、學者、専門家は資格の制限なく、毎五年改選にして現在の議員は四百五十三人あり、其中四百十三人は匈牙利本部の選出にして四十人はクロアシヤ、ス

ラヴオニヤの選出なり。議會の用語はマヂヤール語なるもクロアシヤ、スラヴオニヤ議員は各其の自國語を使用することを許さる。

政府は議會に對し責任ある大臣を以て組織し、現今は左の十大臣あり

- | | |
|--|--|
| 内閣議長 | 教育及宗教大臣 |
| 大蔵大臣 | 司法大臣 |
| 国防大臣 | 工務大臣 |
| 近侍大臣 | 農務大臣 |
| 内務大臣 | クロアシヤ、スラヴオニヤ大臣 <small>但し別の一省を置かす</small> |
| クロアシヤ、スラヴオニヤの爲に一の州會を設け五年任期の議員九十名あり、毎年アグラムに集會す。 | |

此の如く埃太利と匈牙利は内部に於て全く分離せる二國なり、然れとも君主を一にし並に共通事務の存するか爲に互に他に影響する所多く殆ど一國の觀を爲せるは事實なり。政治上の情況は一八六七年より一八七八年のボスニヤ、ベルツェゴヴィナ占領に至りて一變す。次章に於て此の間に於ける政治上の變動を述ふへし

第四章 双立以後の十年間

第一節 奧太利に於ける政黨の實況

相讓要約に依りて奧太利と匈牙利の關係は一定したりと雖、奧太利内部に於ては人種の問題尙ほ容易に落着せず、政治上の問題と混淆して言ふ可からざる紛擾を呈せり。大體の關係を言へば政治生活は人種上に於て獨逸人を主力とし中立政府に加擔する集權黨とスラヴ人(ボヘミヤのチェック人、堡蘭人、スロヴェーン人、クロアシヤ人)を主力とし各州に加擔する聯邦黨とに分れ、而して又獨逸人中に政治上の二派あり、貴族の政權を回復し宗教の特權を維持せむとする者は保守黨を組織し、之に反對して自由民權を重むし、國務に對する宗教の勢力を廢せむとするものは自由黨を形成したり。

然るに茲に此の黨派の關係をして一層錯雜ならしめたる所以のものは他無し、奧太利に於て所謂人種の區別は人類學上に於て云ふ人種の區別に非ずして畢竟言語の區別に外ならず、而してスラヴ人の一部は既に獨逸化せられて獨逸語を用ふるに因り、同一地方に於ても大抵兩黨あるに至れるに因る。元來スラヴ種の地方たりとも全然獨逸化せられたる處に於ては人種的爭鬭なく、其最も激列なるはス

ラヴ人の勢力重大なる地方に在り、何となれば此等の地方に在りても貴族、市府の人民、及概して文字ある者は皆獨逸語を用る獨逸黨に同情を表せり、何となれば宮中商業及學術の用語は皆獨逸語なればなり。又南方海岸の各地に於ては伊太利語とスラヴ語との間に同様の困難あり。是に於て人種的黨論は獨り帝國參議會に於て一般政略の上に顯はるゝのみならず、又地方に於て州會の政治上に顯はるるなり。

是を以て奧太利には一八六七年新憲法の初めより獨逸人種より成れる保守、改新の二黨ありて、各々地方に依り分派し、別に七個の國民黨あり、即ちチェック(ボヘミヤ)黨、堡蘭黨、ルラーン黨、スウェーデン黨、伊太利黨、クロアシヤ黨、拉馬尼黨、是れなり。

各國民黨の欲する所は其の言語の使用權と民種の獨立を得むとするに在り。此等の諸黨は帝國參議會に在りて、クラブと稱する院外團結を成し、孰れの一黨も獨立して多數を制するを得ず、故に常に彼此聯合して多數を作るあり。

今此の錯雜したる黨派關係の間に自から一定せる分合關係の發生せる所以を理會せむと欲せば、先づ第一に選舉法の性質を觀察し、而して後種々の政治問題を通

觀せざるへからず。

(甲) 等級選舉法

一八六七年の根本法は選舉に關し一般選舉の法は革命的の者として之を取らず、一八六一年の同法に即ち利益代表の主義に依り、同級選舉の法を設けたり、即ち第一に大地主、第二に商業會議所、第三に各市府及第四に町村是なり。各級は別々に選舉を行ひて自級者を選擧したり。而して選舉權は唯り資格制限を設けたるのみならず、又頗る不平等に分配せられたり、何となれば大地主と商業會議所とは其の少なきに拘らず、各市府よりも比較的に多くの選舉權を有すればなり。然り而して地主及商業會議所員の多數は獨逸人又は獨逸化せられたる人民なるに因り、此の不均等はスラヴ人種の各州會(ボヘミヤ、モテヴィヤ、シリシヤ)に於てすらも獨逸黨に偏重の權力を與へ、州會に於ける偏重の勢力は從て帝國參議會の黨派關係に影響したり。

諸て此の等級選舉の結果として、埃太利の政治上に及ぼせる一の結果は大地主に於て常に政府黨を作りたる事なり。彼等の多數は獨逸人にして且現在の憲法に

依り少數の選舉者中より比較的多數の代議士を出たす權を有することなれば、一八六七年の憲法の持續を願ふと同時に常に政府に左袒せり。

(乙) 主要の政治問題

大地主黨の外に於て各黨派の分合を理會せむと欲せば、主要の政治問題を研究せざるへからず。

(イ) 言語問題

憲法に於て各人種に對等の權利を認め、學校官廳及政治生活に於て各其の人種の言語を使用するの權利を保證したるは宜しと雖、此の一條を以て言語の問題を解釋すべからず、實際に於て此の原則を守らむとするに至りては不測の困難あり。教育の一事を以て之を言ふも、兩人種の雜居する村落に於ては二種の小學校を設けざるへからず、而して中等以上の教育に於て此の困難は益々甚し、何となれば専門の科學は獨逸語に依るに非されば研究するを得ざるを以て他語に依り教育するは却て學生の不利なればなり。官廳及政治生活に於ける困難は更に甚しきものあり。埃太利政府に於ては古來獨語を用ゐ、又各人種の普通に理會するを得

るは只た獨語あるのみなりき。故に今さら行政廳に於て其の慣例を改むるは難しと雖、少なくとも裁判所に於ては憲法上の原則を守らざるを得ざりき。然るに裁判官たりとも各地方の言語に通せむとを望むへからず、審判及裁判書類の上に非常の困難を見たり。小學校、中等教育、專門教育、行政廳及裁判所は主たる紛議の根源なりき。

(ロ) 宗教、教育問題

内政の範圍に於ける最大問題は僧侶の政治に關する權利を保維すへきや減廢すへきやに在り。一八五五年の教法會議以來教會は自治の權を有し、且人民の教育及結婚を主宰するの權を有したること上述の如し。獨逸人種の中等良民より成れる自由黨自由俱樂部及進歩俱樂部の二派は獨逸の國民自由黨の如く、教會並に學校の改良を主張したり。之に反し獨逸人種の加特力教徒並に人種スウェーデン人中の保守黨より成れる保守黨は教會の權利を維持せむことを主張したり。

人種問題は言語及州會の權利問題と成りて顯はれたり。獨逸人種は舉て獨逸語を以て、裁判所、行政廳及中等教育の用語と爲さむことを主張し、其の他の人種は各又は州會の獨立を主張したり。

外交問題に於ては獨逸人より成れる自由黨の各派は獨逸及伊太利に同情を表し、同人種の保守黨即ち加特力黨は之に反對し、スラヴ人種中チェツク人は熱心なる露國の好友にして獨逸に反對し、堡蘭人は概して露國に對して仇怨の關係に立ち、スロヴェーン人、クロアシャ人、ローテーン人は露國に同情を表したり。

此の如く黨派の關係錯雜し、問題も亦錯雜せるに拘らず、其の間に比較的に永續する聯合關係成立し、却て獨逸に於けるよりも固定するものありき。其の聯合は大概左の系統に依りたり。

(一) 獨逸人種の自由黨、各派の間に聯合關係ありて自由及中央集權の主義を以て集まれり。

(二) 新憲法は自由主義にして且中央集權主義なるより之に反對する貴族及加特力黨と人種獨立を主張する各黨即ち聯邦黨との間に概して同情あり。就中堡

蘭人各俱樂部とホヘミヤ貴族の各俱樂部と、獨逸人種の保守黨各派との間に親密交際あり。

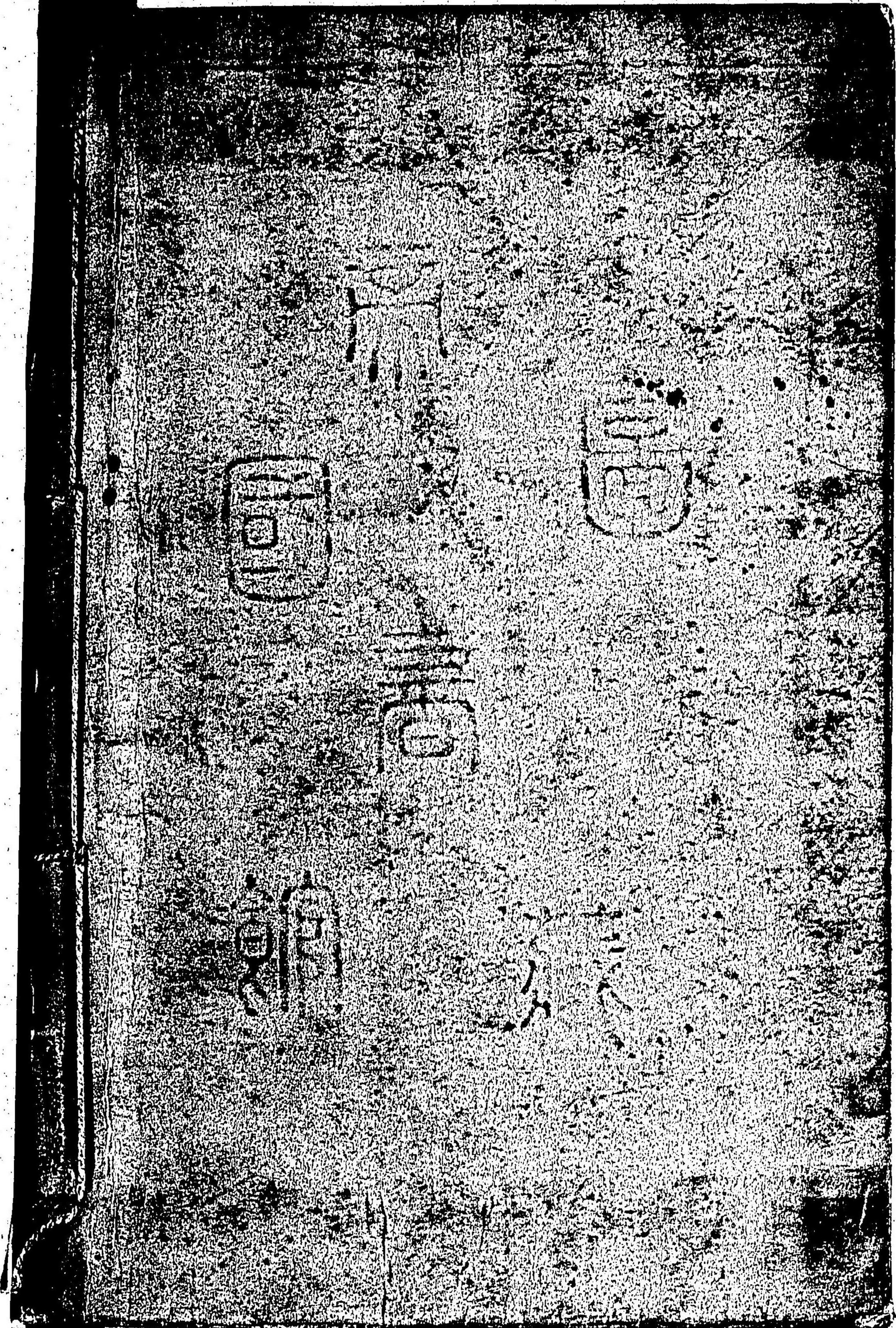
右の次第なるを以て大地主黨の政府黨たることは確定し此の一黨に於て自由中央聯合に就くか、保守分權聯合に赴くかの如何に依り多數の關係は定まれり。然り而して塊太利に於ては議會に於て多數の聯合先つ定まりて此の中より内閣員を出たすに非ず、皇帝先つ内閣員を命し、其の大臣に於て右若くは左の聯合を作るなり。皇帝は孰れの一方にも偏せず、或時は自由集權主義の大臣を命し、又或時は保守分權主義の大臣を命ずるか故に多數の聯合は左右彷徨せり。

又クニ

最近時政治史完

62

386



62
386

東京專門學校
政治學部講義錄

最近時政治史

有賀長雄

310430-000-0

62-386

最近時政治史

有賀長雄 述